

令和3年度版

市 税 概 要



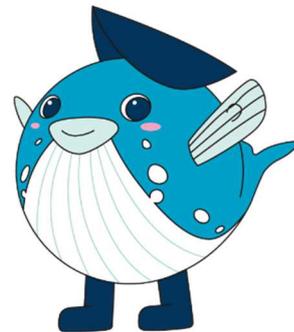
下 関 市

下 関 市 民 憲 章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。
わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任を持って、互いに心を寄せあい、
新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

- わたしたちは **し** 自然の恵みを大切にします。
- わたしたちは **も** 燃え立つ心を大切にします。
- わたしたちは **の** 伸びゆく力を大切にします。
- わたしたちは **せ** 先人の訓えを大切にします。
- わたしたちは **き** 協働の営みを大切にします。



下関市メインキャラクター セキまる

目 次

I 下関市の概況

1. 下関市の変遷	1
2. 地勢	1
3. 下関市の位置	2
4. 人口・世帯数の推移	2

II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図	3
2. 税務関係課職員配置状況	5
3. 税務関係課事務分掌	6

III 財 政

1. 令和2年度 一般会計決算	7
2. 令和3年度 一般会計当初予算	8

IV 市税総括

1. 令和2年度 市税決算表	9
2. 令和2年度 市税外歳入決算表（税関係のみ）	11
3. 年度別税目別決算額	15
4. 市税の推移	17
5. 年度別市税外歳入収入済額（税関係のみ）	18
6. 令和2年度 市税決算額構成	19
7. 年度別市税負担状況調（決算）	20
8. 市税の徴税費に関する調	21
9. 令和2年度 市税予算額構成	22
10. 令和3年度 市税負担状況	23
11. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）	24
12. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）	24
13. 令和3年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調	25
14. 令和3年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調	25
15. 令和3年度 法人市民税状況調	27
16. 令和3年度 土地に関する調	29

17. 令和3年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）	31
18. 令和3年度 家屋に関する調	32
19. 令和3年度 償却資産に関する調	33
20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の規定の適用を受けるものに関する調	33
21. 軽自動車税に関する調	35
22. 市たばこ税に関する調	36
23. 入湯税に関する調	36
24. 還付に関する調	37

V 口座振替・コンビニ（スマホ決済）収納

1. 口座振替状況調	38
2. 令和2年度 金融機関別振替状況調	39
3. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調	39
4. 取扱手数料調	39

VI 徴収

1. 令和2年度 督促状況調	40
2. 不納欠損処分状況調	41
3. 令和2年度 滞納処分執行停止額内訳調	43
4. 差押・交付要求執行状況調	44
5. 搜索執行状況調	44
6. 公売等（随意契約含む）執行状況調	44
7. 令和2年度 差押処理状況調	45
8. 下関市市税コールセンター	47

VII その他

1. 証明・閲覧等状況調	48
2. 税務職員の待遇状況	49

資料

◦ 税率の変遷	51
◦ 市税一覧表	57
◦ 延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について	67

I 下関市の概況

1. 下関市の変遷

明治22年 市制町村制の実施により、赤間関市、豊東下村（のち生野村）、彦島村（のち彦島町）、長府村（のち長府町）、豊西下村（のち川中村）、豊西中村（のち安岡町）、豊西上町（のち吉見村）、豊東前村（のち王司村）、清末村、小月村、（のち小月町）、王喜村、吉田村、内日村、岡枝村、豊東郷村、豊東村、豊田下村、豊田奥村（のち西市町）、豊田中村、豊田上村（のち殿居村）、豊西村、豊西東村、（のち黒井村）、川棚村、小串村（のち小串町）、宇賀村、神玉村、角島村、神田下村、（のち神田村）、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が成立する。

明治32年 豊東郷村が檜崎村に改称する。

明治35年 赤間関市が市名を「下関市」に改称する。

大正10年 生野村が下関市に編入される。

昭和8年 彦島町が下関市に編入される。

昭和12年 長府町、川中村、安岡町が下関市に編入される。

昭和14年 吉見村、勝山村、王司村、清末村、小月町が下関市に編入される。

昭和26年 岡枝村と檜崎村が合併し、「菊川村」となる。

昭和29年 豊西村の一部（大字吉母、蓋井島、室津上のうち字御崎）が下関市に編入される。西市町、豊田下村、豊田中村、殿居村が合併し、「豊田町」となる。

昭和30年 王喜村、吉田村、内日村の一部が下関市に編入される。

菊川村と豊東村及び内日村の一部が合併し、「菊川町」となる。

豊西村、黒井村、川棚村、宇賀村が合併し、「豊浦町」となる。

神玉村、角島村、神田村、阿川村、栗野村、滝部村、田耕村が合併し「豊北町」となる。

昭和31年 小串町が豊浦町に編入される。

平成17年 2月13日、「下関市」、「菊川町」、「豊田町」、「豊浦町」、「豊北町」が合併し、新「下関市」となる。

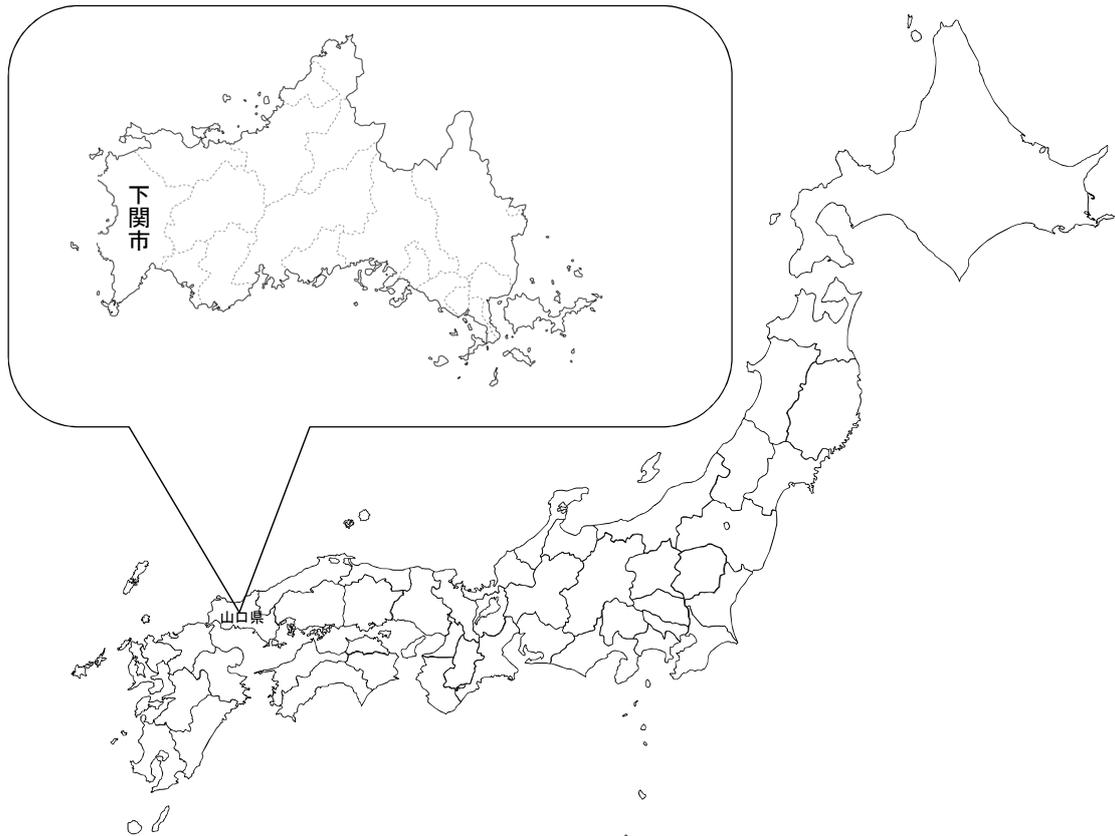
10月1日、中核市となる。

2. 地勢

面積 716.10平方^キ。

位置	東端	東経	131°10′
	西端	東経	130°46′
	南端	北緯	33°54′
	北端	北緯	34°22′

3. 下関市の位置



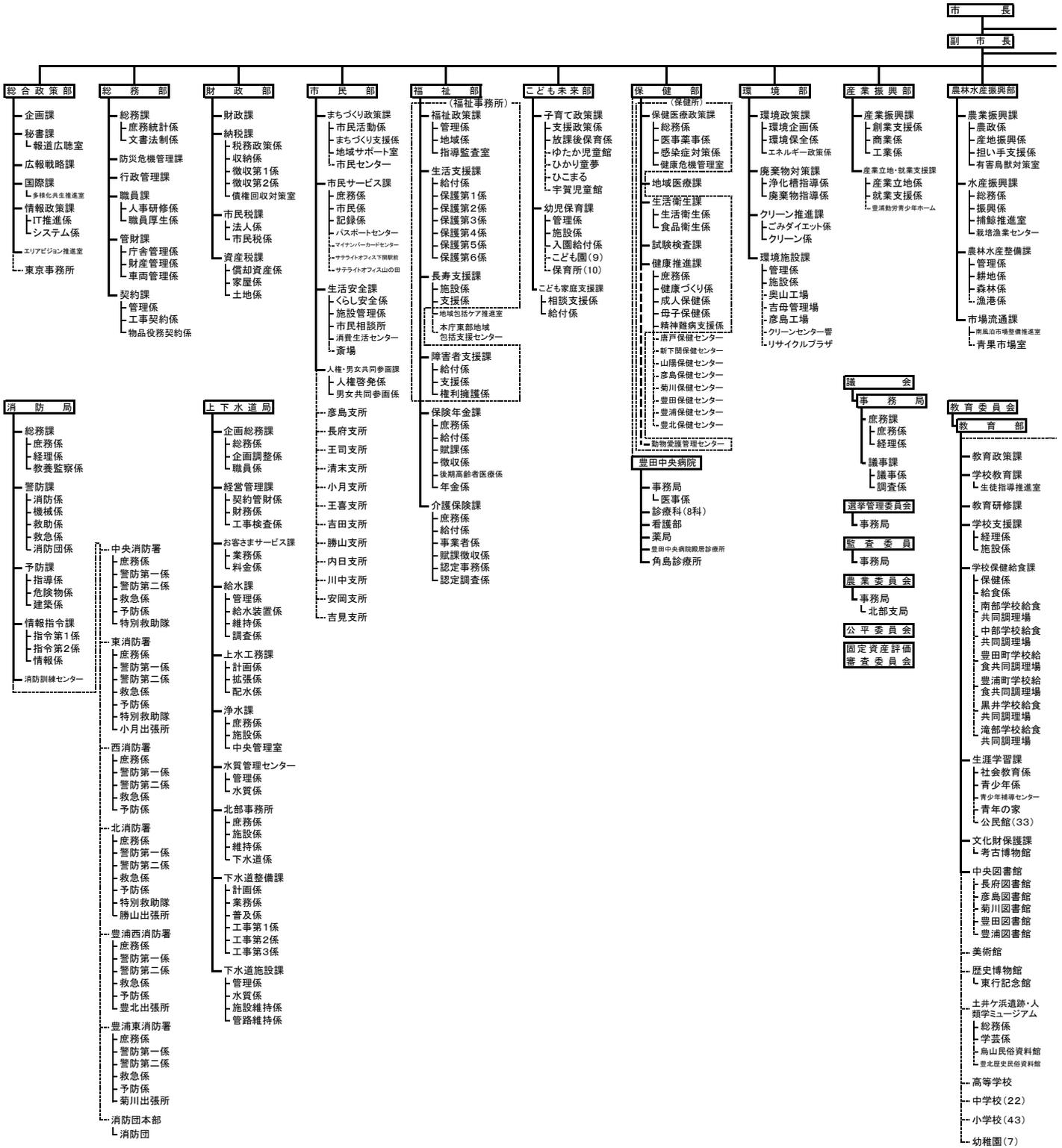
4. 人口・世帯数の推移 (旧下関市と旧豊浦郡四町を含む)

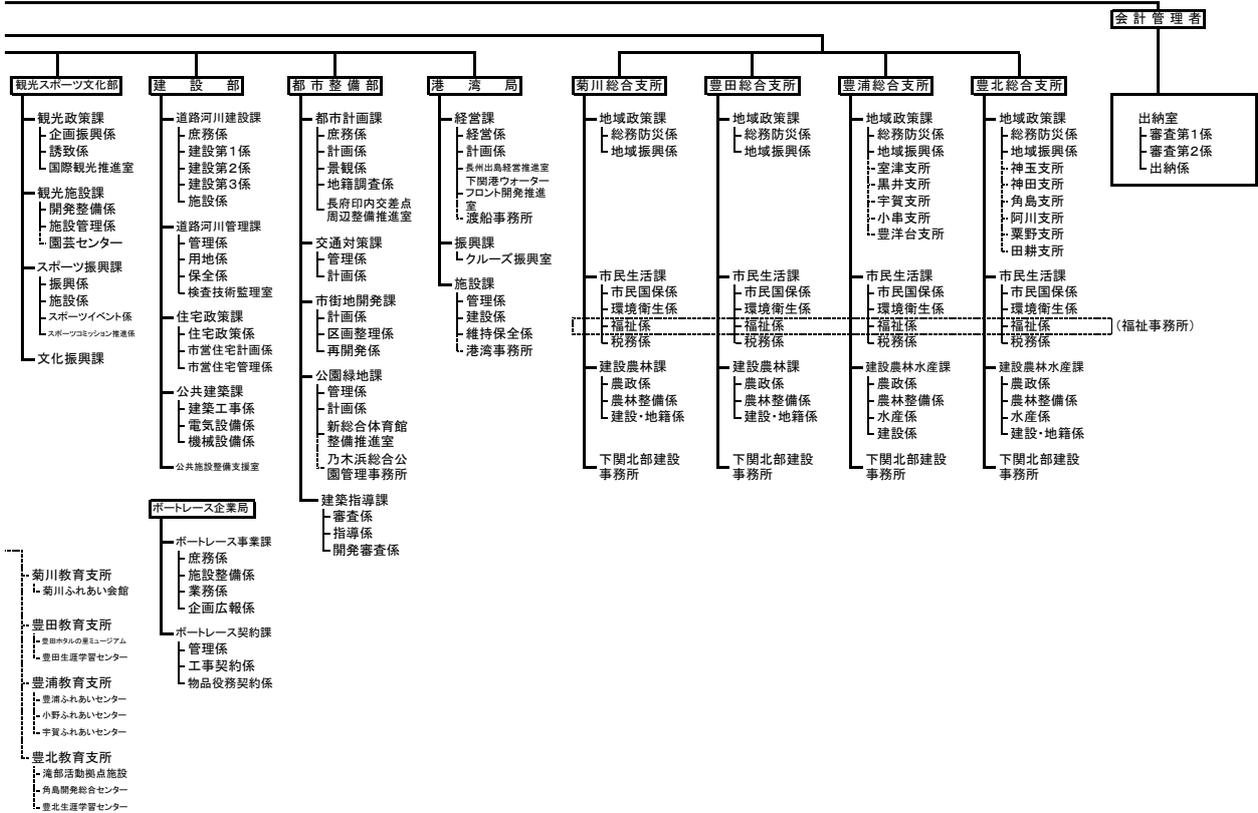
年次	面積 km ²	世帯数 世帯	人口			人口密度 人/km ²
			総数 人	男 人	女 人	
昭和30年	714.40	64,340	308,799	151,441	157,358	432.2
昭和35年	714.39	73,299	317,029	153,794	163,235	443.8
昭和40年	715.03	79,847	317,146	151,400	165,746	443.5
昭和45年	715.54	87,697	315,603	148,940	166,663	441.1
昭和50年	717.81	95,496	322,300	152,837	169,463	449.0
昭和55年	718.41	102,566	325,478	154,046	171,432	453.1
昭和60年	718.69	105,886	324,585	152,908	171,677	451.6
平成2年	715.30	109,846	315,643	147,542	168,101	441.3
平成7年	715.60	115,193	310,717	145,503	165,214	434.2
平成12年	715.79	117,744	301,097	140,890	160,207	420.6
平成17年	715.89	117,436	290,693	134,741	155,952	406.1
平成22年	716.15	118,178	280,947	130,105	150,842	392.3
平成27年	715.89	116,298	268,517	124,722	143,795	375.1
令和3年	716.10	115,779	252,035	117,124	134,911	352.0

※ 昭和30年から平成27年までの各数値…国勢調査数値
 昭和30年から平成12年までの各数値…旧下関市、旧豊浦郡四町の合計
 令和3年の面積…国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による数値(令和2.10.1時点)
 令和3年の世帯数、人口…推計人口に基づく数値(令和3.4.1時点)

II 下関市行政機構

1. 下関市行政組織図





2. 税務関係課職員配置状況

令和3年7月1日現在

部	課	係								計	平均 年齢	平均 経験 年数 (税務)	
			課長	主幹	課長 補佐	主査	係長	主任	主任 主事				主事
財	納 税 課	課長・課長補佐	1		1						2	53.0	12.5
		税務政策係			1		(1)	2			3(1)	48.0	6.2
		収納係			1		(1)	1	2	2	6(1)	34.0	4.7
		徴収第1係				1	(1)	3	2	6	12(1)	30.9	3.8
		徴収第2係			1		(1)	4	2	5	12(1)	37.8	4.1
		債権回収対策室				1		(2)	(1)	2	3(3)	38.0	3.4
	計		1	0	4	2	(4)	10(2)	6(1)	15	38(7)	36.7	4.6
政 部	市民 税課	課長・課長補佐	1	1		1					3	58.3	6.2
		法人係			1		(1)	4		3	8(1)	36.9	4.7
		市民税係				1	(1)	2	4	8	15(1)	30.9	3.5
	計		1	1	1	2	(2)	6	4	11	26(2)	35.9	4.2
部	資産 税課	課長・課長補佐	1	1							2	55.5	14.7
		償却資産係			1		(1)	9	1		11(1)	45.6	7.2
		家屋係			1		(1)	2	2	5	10(1)	29.9	3.4
	土地係					1	3		6	10	32.1	3.5	
計		1	1	2	0	1(2)	14	3	11	33(2)	37.4	5.4	
菊川 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1						2	53.0	1.0
		税務係				1	(1)	2	1		4(1)	46.8	3.3
計		1	0	1	1	(1)	2	1	0	6(1)	48.8	2.5	
豊田 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1	1					3	58.0	5.3
		税務係					1	1			2	51.5	2.3
計		1	0	1	1	1	1	0	0	5	55.4	4.1	
豊浦 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1	1		1					3	57.7	9.8
		税務係					1	4			5	47.0	8.5
計		1	1	0	1	1	4	0	0	8	51.0	9.0	
豊北 総合 支所	市民 生活 課	課長・課長補佐	1		1						2	57.0	6.3
		税務係			1		(1)	3			4(1)	47.5	9.0
計		1	0	2	0	(1)	3	0	0	6(1)	50.7	8.1	
合計			7	3	11	7	3(10)	40(2)	14(1)	37	122(13)	39.7	5.1

※ カッコ内は兼務職員数

3. 税務関係課事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
財 政 部	納 税 課	税務政策係	(ア) 税の予算・決算に関すること。 (イ) 税制及び税の統計・広報に関すること。 (ウ) 税の企画・調査及び総合調整に関すること。 (エ) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (オ) 地方譲与税・税交付金に関すること。 (カ) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 (キ) 滞納処分等に対する訴訟に関すること。 (ク) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		収納係	(ア) 納税者の住所変更等に関すること。 (イ) 税の収納整理に関すること。 (ウ) 税の督促状の発行に関すること。 (エ) 税の過誤納金の還付及び充当に関すること。
		徴収第1係 徴収第2係	(ア) 税の滞納整理に関すること。 (イ) 税の徴収嘱託及び徴収受託に関すること。 (ウ) 税の窓口徴収に関すること。 (エ) 受託証券の整理に関すること。
		債権回収 対策室	(ア) 債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理に関すること。 (イ) 債権(債権を所管する課から移管を受けたものに限る。)の滞納整理に関すること。 (ウ) 下関市債権管理委員会に関すること。
	市 民 税 課	法人係	(ア) 特別徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。 (イ) 法人の市民税の賦課に関すること。 (ウ) 市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。 (エ) 税の証明に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		市民税係	(ア) 普通徴収に係る個人の市民税の賦課に関すること。
	資 産 税 課	償却資産係	(ア) 償却資産の評価に関すること。 (イ) 償却資産課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 (エ) 軽自動車税の賦課に関すること。 (オ) 所属課の庶務及び他係の所管に属しないこと。
		家屋係	(ア) 家屋の評価に関すること。 (イ) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び家屋課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
		土地係	(ア) 土地の評価に関すること。 (イ) 土地価格等縦覧帳簿の縦覧及び土地課税台帳の閲覧に関すること。 (ウ) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (エ) 特別土地保有税の賦課に関すること。
	総 合 支 所	市 民 生 活 課	税務係

Ⅲ 財 政

1. 令和2年度 一般会計決算

歳 入			歳 出		
款 (項)	決算額	構成比	款 (項)	決算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	32,488,143	22.2	議 会 費	549,737	0.4
(市 民 税)	(14,586,583)	(9.9)	総 務 費	11,430,364	8.0
(固 定 資 産 税)	(14,018,170)	(9.6)	(うち徴税費)	(1,056,740)	(0.7)
(軽自動車税)	(751,733)	(0.5)	民 生 費	72,986,197	50.8
(市たばこ税)	(1,695,866)	(1.2)	衛 生 費	9,360,322	6.5
(特別土地保有税)	(448)	(0.0)	労 働 費	425,302	0.3
(入 湯 税)	(20,055)	(0.0)	農 林 水 産 業 費	4,249,471	3.0
(都 市 計 画 税)	(1,415,288)	(1.0)	商 工 費	5,411,799	3.8
地 方 譲 与 税	826,086	0.6	土 木 費	11,786,956	8.2
利 子 割 交 付 金	55,922	0.0	消 防 費	3,499,646	2.4
配 当 割 交 付 金	121,570	0.1	教 育 費	9,515,154	6.6
株式等譲渡所得割交付金	137,176	0.1	災 害 復 旧 費	541,886	0.4
法 人 事 業 税 交 付 金	268,522	0.2	公 債 費	13,802,775	9.6
地方消費税交付金	5,579,520	3.8	予 備 費	0	-
ゴルフ場利用税交付金	38,432	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	78,083	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	73,951	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	251,204	0.2			
地 方 交 付 税	25,848,963	17.6			
交通安全対策特別交付金	41,300	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	568,323	0.4			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,051,751	2.1			
国 庫 支 出 金	47,302,306	32.3			
県 支 出 金	8,186,566	5.6			
財 産 収 入	268,665	0.2			
寄 附 金	571,611	0.4			
繰 入 金	3,435,300	2.3			
繰 越 金	2,427,748	1.7			
諸 収 入	5,672,617	3.9			
市 債	9,266,029	6.3			
計	146,559,788	100.0	計	143,559,609	100.0

歳入歳出差引 3,000,179 千円 (翌年度繰越事業を含む。)

2. 令和3年度 一般会計当初予算

歳 入			歳 出		
款 (項)	予算額	構成比	款 (項)	予算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	32,527,421	29.3	議 会 費	575,291	0.5
(市 民 税)	(14,106,410)	(12.7)	総 務 費	9,362,575	8.5
(固 定 資 産 税)	(14,414,004)	(13.0)	(徴 税 費)	(1,070,544)	(1.0)
(軽 自 動 車 税)	(762,697)	(0.7)	民 生 費	46,145,678	41.6
(市 た ば こ 税)	(1,750,016)	(1.6)	衛 生 費	9,180,993	8.3
(特 別 土 地 保 有 税)	(411)	(0.0)	労 働 費	184,731	0.2
(入 湯 税)	(26,823)	(0.0)	農 林 水 産 業 費	3,541,688	3.2
(都 市 計 画 税)	(1,467,060)	(1.3)	商 工 費	4,836,233	4.4
地 方 譲 与 税	776,730	0.7	土 木 費	11,801,133	10.7
利 子 割 交 付 金	42,632	0.0	消 防 費	3,257,323	2.9
配 当 割 交 付 金	121,285	0.1	教 育 費	7,858,870	7.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	72,448	0.1	災 害 復 旧 費	50,000	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	317,073	0.3	公 債 費	13,905,485	12.6
地 方 消 費 税 交 付 金	5,652,951	5.1	予 備 費	100,000	0.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	36,977	0.0			
環 境 性 能 割 交 付 金	63,201	0.1			
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	73,951	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	271,204	0.3			
地 方 交 付 税	23,435,636	21.2			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	46,884	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	570,345	0.5			
使 用 料 及 び 手 数 料	3,624,321	3.3			
国 庫 支 出 金	16,813,475	15.2			
県 支 出 金	8,057,034	7.3			
財 産 収 入	214,515	0.2			
寄 附 金	627,655	0.6			
繰 入 金	1,594,607	1.4			
繰 越 金	600,000	0.5			
諸 収 入	5,415,393	4.9			
市 債	9,844,262	8.9			
計	110,800,000	100.0	計	110,800,000	100.0

前年度当初予算額 114,780,000 千円

IV 市税総括

1. 令和2年度 市税決算表

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
1	市 税	33,084,374,000	△ 737,500,000	32,346,874,000		
	1 市 民 税	14,921,237,000	△ 402,500,000	14,518,737,000		
	1 個 人	12,003,588,000	0	12,003,588,000		12,003,588,000
					現年課税分	11,893,392,000
					普通徴収	
					特別徴収	
					滞納繰越分	110,196,000
	2 法 人	2,917,649,000	△ 402,500,000	2,515,149,000		2,515,149,000
					現年課税分	2,511,473,000
					滞納繰越分	3,676,000
2	固定資産税	14,223,215,000	△ 300,000,000	13,923,215,000		13,923,215,000
	1 純固定資産税	14,069,420,000	△ 300,000,000	13,769,420,000		13,769,420,000
					現年課税分	13,693,110,000
					土地・家屋	10,483,478,000
					償 却	3,209,632,000
					滞納繰越分	76,310,000
	2 国有資産等 所在市交付金	153,795,000	0	153,795,000		153,795,000
					国 有 資 産 等 所在市交付金	153,795,000
3	軽自動車税	759,594,000	0	759,594,000		759,594,000
	1 環境性能割	31,249,000	0	31,249,000		31,249,000
					環境性能割	31,249,000
	2 種別割	728,345,000	0	728,345,000		728,345,000
					現年課税分	716,294,000
					滞納繰越分	12,051,000
4	市たばこ税	1,707,500,000	0	1,707,500,000		1,707,500,000
	1 市たばこ税	1,707,500,000	0	1,707,500,000		1,707,500,000
					現年課税分	1,707,500,000
					滞納繰越分	0
5	特別土地保有税	453,000	0	453,000		453,000
	1 特別土地保有税	453,000	0	453,000		453,000
					現年課税分	0
					滞納繰越分	453,000
6	入 湯 税	31,069,000	0	31,069,000		31,069,000
	1 入 湯 税	31,069,000	0	31,069,000		31,069,000
					現年課税分	30,998,000
					滞納繰越分	71,000
7	都市計画税	1,441,306,000	△ 35,000,000	1,406,306,000		1,406,306,000
	1 都市計画税	1,441,306,000	△ 35,000,000	1,406,306,000		1,406,306,000
					現年課税分	1,397,466,000
					滞納繰越分	8,840,000
	現 年 課 税 分	32,872,777,000	△ 737,500,000	32,135,277,000		32,135,277,000
	滞 納 繰 越 分	211,597,000	0	211,597,000		211,597,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額 (還付未済額を含む)	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
33,632,197,668	32,488,143,395	82,401,655	1,061,652,618	1,079,037,506	100.4	96.6	17,384,888
15,023,253,181	14,586,582,563	27,585,742	409,084,876	423,628,134	100.5	97.1	14,543,258
12,460,299,433	12,105,172,060	22,876,832	332,250,541	340,100,299	100.8	97.1	7,849,758
12,124,978,121	12,015,368,533	50,872	109,558,716	117,289,216	101.0	99.1	7,730,500
2,234,086,000	2,127,943,558	50,872	106,091,570	107,357,570		95.2	1,266,000
9,890,892,121	9,887,424,975		3,467,146	9,931,646		100.0	6,464,500
335,321,312	89,803,527	22,825,960	222,691,825	222,811,083	81.5	26.8	119,258
2,562,953,748	2,481,410,503	4,708,910	76,834,335	83,527,835	98.7	96.8	6,693,500
2,536,110,300	2,477,960,999	25,000	58,124,301	64,817,801	98.7	97.7	6,693,500
26,843,448	3,449,504	4,683,910	18,710,034	18,710,034	93.8	12.9	0
14,607,420,613	14,018,170,334	46,052,784	543,197,495	545,636,657	100.7	96.0	2,439,162
14,453,625,413	13,864,375,134	46,052,784	543,197,495	545,636,657	100.7	95.9	2,439,162
14,161,979,042	13,783,054,808	4,434,400	374,489,834	376,843,449	100.7	97.3	2,353,615
10,841,809,553	10,551,721,256	3,394,788	286,693,509	288,495,337	100.7	97.3	1,801,828
3,320,169,489	3,231,333,552	1,039,612	87,796,325	88,348,112	100.7	97.3	551,787
291,646,371	81,320,326	41,618,384	168,707,661	168,793,208	106.6	27.9	85,547
153,795,200	153,795,200	0	0	0	100.0	100.0	0
153,795,200	153,795,200	0	0	0	100.0	100.0	0
799,678,098	751,732,938	3,544,977	44,400,183	44,552,633	99.0	94.0	152,450
23,828,100	23,828,100	0	0	0	76.3	100.0	0
23,828,100	23,828,100	0	0	0	76.3	100.0	0
775,849,998	727,904,838	3,544,977	44,400,183	44,552,633	99.9	93.8	152,450
727,491,300	715,186,982	24,000	12,280,318	12,403,368	99.8	98.3	123,050
48,358,698	12,717,856	3,520,977	32,119,865	32,149,265	105.5	26.3	29,400
1,695,902,704	1,695,865,972	0	36,732	36,732	99.3	100.0	0
1,695,902,704	1,695,865,972	0	36,732	36,732	99.3	100.0	0
1,695,902,704	1,695,865,972	0	36,732	36,732	99.3	100.0	0
0	0	0	0	0	-	-	0
7,417,109	448,083	0	6,969,026	6,969,026	98.9	6.0	0
7,417,109	448,083	0	6,969,026	6,969,026	98.9	6.0	0
0	0	0	0	0	-	-	0
7,417,109	448,083	0	6,969,026	6,969,026	98.9	6.0	0
20,365,530	20,055,150	0	310,380	310,380	64.6	98.5	0
20,365,530	20,055,150	0	310,380	310,380	64.6	98.5	0
20,000,100	20,000,100	0	0	0	64.5	100.0	0
365,430	55,050	0	310,380	310,380	77.5	15.1	0
1,478,160,433	1,415,288,355	5,218,152	57,653,926	57,903,944	100.6	95.7	250,018
1,478,160,433	1,415,288,355	5,218,152	57,653,926	57,903,944	100.6	95.7	250,018
1,444,497,000	1,405,847,393	452,301	38,197,306	38,437,371	100.6	97.3	240,065
33,663,433	9,440,962	4,765,851	19,456,620	19,466,573	106.8	28.0	9,953
32,888,581,867	32,290,908,087	4,986,573	592,687,207	609,827,937	100.5	98.2	17,140,730
743,615,801	197,235,308	77,415,082	468,965,411	469,209,569	93.2	26.5	244,158

2. 令和2年度 市税外歳入決算表 (税関係のみ)

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
2	地方譲与税	880,030,000	△ 20,000,000	860,030,000		860,030,000
1	地方揮発油譲与税	189,004,000	△ 20,000,000	169,004,000		169,004,000
	1 地方揮発油譲与税	189,004,000	△ 20,000,000	169,004,000		169,004,000
					地方揮発油譲与税	169,004,000
2	自動車重量譲与税	597,933,000	0	597,933,000		597,933,000
1	自動車重量譲与税	597,933,000	0	597,933,000		597,933,000
					自動車重量税	597,933,000
3	地方道路譲与税	0	0	0		0
1	地方道路譲与税	0	0	0		0
					地方道路譲与税	0
4	特別とん譲与税	31,247,000	0	31,247,000		31,247,000
1	特別とん譲与税	31,247,000	0	31,247,000		31,247,000
					特別とん譲与税	31,247,000
5	森林環境譲与税	61,846,000	0	61,846,000		61,846,000
1	森林環境譲与税	61,846,000	0	61,846,000		61,846,000
					森林環境譲与税	61,846,000
3	利子割交付金	33,369,000	0	33,369,000		33,369,000
1	利子割交付金	33,369,000	0	33,369,000		33,369,000
	1 利子割交付金	33,369,000	0	33,369,000		33,369,000
					利子割交付金	33,369,000
4	配当割交付金	114,990,000	0	114,990,000		114,990,000
1	配当割交付金	114,990,000	0	114,990,000		114,990,000
	1 配当割交付金	114,990,000	0	114,990,000		114,990,000
					配当割交付金	114,990,000
5	株式等譲渡所得割交付金	59,547,000	0	59,547,000		59,547,000
1	株式等譲渡所得割交付金	59,547,000	0	59,547,000		59,547,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	59,547,000	0	59,547,000		59,547,000
					株式等譲渡所得割交付金	59,547,000
6	法人事業税交付金	283,618,000	△ 36,100,000	247,518,000		247,518,000
1	法人事業税交付金	283,618,000	△ 36,100,000	247,518,000		247,518,000
	1 法人事業税交付金	283,618,000	△ 36,100,000	247,518,000		247,518,000
					法人事業税金交付	247,518,000
7	地方消費税交付金	5,694,601,000	0	5,694,601,000		5,694,601,000
1	地方消費税交付金	5,694,601,000	0	5,694,601,000		5,694,601,000
	1 地方消費税交付金	5,694,601,000	0	5,694,601,000		5,694,601,000
					地方消費税交付	5,694,601,000

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
826,086,168	826,086,168	0	0	0	96.1	100.0	0
188,036,000	188,036,000	0	0	0	111.3	100.0	0
188,036,000	188,036,000	0	0	0	111.3	100.0	0
188,036,000	188,036,000	0	0	0	111.3	100.0	0
547,077,000	547,077,000	0	0	0	91.5	100.0	0
547,077,000	547,077,000	0	0	0	91.5	100.0	0
547,077,000	547,077,000	0	0	0	91.5	100.0	0
2	2	0	0	0	-	100.0	0
2	2	0	0	0	-	100.0	0
2	2	0	0	0	-	100.0	0
29,121,166	29,121,166	0	0	0	93.2	100.0	0
29,121,166	29,121,166	0	0	0	93.2	100.0	0
29,121,166	29,121,166	0	0	0	93.2	100.0	0
61,852,000	61,852,000	0	0	0	100.0	100.0	0
61,852,000	61,852,000	0	0	0	100.0	100.0	0
61,852,000	61,852,000	0	0	0	100.0	100.0	0
55,922,000	55,922,000	0	0	0	167.6	100.0	0
55,922,000	55,922,000	0	0	0	167.6	100.0	0
55,922,000	55,922,000	0	0	0	167.6	100.0	0
55,922,000	55,922,000	0	0	0	167.6	100.0	0
121,570,000	121,570,000	0	0	0	105.7	100.0	0
121,570,000	121,570,000	0	0	0	105.7	100.0	0
121,570,000	121,570,000	0	0	0	105.7	100.0	0
121,570,000	121,570,000	0	0	0	105.7	100.0	0
137,176,000	137,176,000	0	0	0	230.4	100.0	0
137,176,000	137,176,000	0	0	0	230.4	100.0	0
137,176,000	137,176,000	0	0	0	230.4	100.0	0
137,176,000	137,176,000	0	0	0	230.4	100.0	0
268,522,000	268,522,000	0	0	0	108.5	100.0	0
268,522,000	268,522,000	0	0	0	108.5	100.0	0
268,522,000	268,522,000	0	0	0	108.5	100.0	0
268,522,000	268,522,000	0	0	0	108.5	100.0	0
5,579,520,000	5,579,520,000	0	0	0	98.0	100.0	0
5,579,520,000	5,579,520,000	0	0	0	98.0	100.0	0
5,579,520,000	5,579,520,000	0	0	0	98.0	100.0	0
5,579,520,000	5,579,520,000	0	0	0	98.0	100.0	0

→ (次ページに続く)

科 目		予 算 現 額				
款 項	目	当初予算額	補正予算額	計	節(細節)	金 額
8	ゴルフ場利用税交付金	41,826,000	△ 2,600,000	39,226,000		39,226,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	41,826,000	△ 2,600,000	39,226,000		39,226,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	41,826,000	△ 2,600,000	39,226,000		39,226,000
					ゴルフ場利用税交付金	39,226,000
9	環境性能割交付金	87,148,000	0	87,148,000		87,148,000
	1 環境性能割交付金	87,148,000	0	87,148,000		87,148,000
	1 環境性能割交付金	87,148,000	0	87,148,000		87,148,000
					環境性能割交付金	87,148,000
10	国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000	0	74,323,000		74,323,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000	0	74,323,000		74,323,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000	0	74,323,000		74,323,000
					国有提供施設等所在市助成交付金	74,323,000
15	使用料及び手数料	23,324,000	0	23,324,000		23,324,000
	2 手数料	23,324,000	0	23,324,000		23,324,000
	1 総務手数料	23,324,000	0	23,324,000		23,324,000
					総務手数料	23,324,000
16	県支出金	391,960,000	0	391,960,000		391,960,000
	3 委託金	391,960,000	0	391,960,000		391,960,000
	1 総務費委託金	391,960,000	0	391,960,000		391,960,000
					徴税費委託金	391,960,000
21	諸収入	96,486,000	0	96,486,000		96,486,000
	1 延滞金、加算金及び過料	90,902,000	0	90,902,000		90,902,000
	1 延滞金	90,902,000	0	90,902,000		90,902,000
					延滞金	90,902,000
	2 加算金	0	0	0		0
					加算金	0
6	雑入	5,584,000	0	5,584,000		5,584,000
	1 滞納処分費	5,338,000	0	5,338,000		5,338,000
					滞納処分費	5,338,000
	2 弁償金	20,000	0	20,000		20,000
					弁償金	20,000
	3 雑入	226,000	0	226,000		226,000
					雑入	226,000

→ (前ページからの続き)

(単位：円)

調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額	収入歩合 (%)		還付未済額
					対予算	対調定	
38,431,941	38,431,941	0	0	0	98.0	100.0	0
38,431,941	38,431,941	0	0	0	98.0	100.0	0
38,431,941	38,431,941	0	0	0	98.0	100.0	0
38,431,941	38,431,941	0	0	0	98.0	100.0	0
78,083,000	78,083,000	0	0	0	89.6	100.0	0
78,083,000	78,083,000	0	0	0	89.6	100.0	0
78,083,000	78,083,000	0	0	0	89.6	100.0	0
78,083,000	78,083,000	0	0	0	89.6	100.0	0
73,951,000	73,951,000	0	0	0	99.5	100.0	0
73,951,000	73,951,000	0	0	0	99.5	100.0	0
73,951,000	73,951,000	0	0	0	99.5	100.0	0
73,951,000	73,951,000	0	0	0	99.5	100.0	0
18,622,643	18,622,643	0	0	0	79.8	100.0	0
18,622,643	18,622,643	0	0	0	79.8	100.0	0
18,622,643	18,622,643	0	0	0	79.8	100.0	0
18,622,643	18,622,643	0	0	0	79.8	100.0	0
390,905,198	390,905,198	0	0	0	99.7	100.0	0
390,905,198	390,905,198	0	0	0	99.7	100.0	0
390,905,198	390,905,198	0	0	0	99.7	100.0	0
390,905,198	390,905,198	0	0	0	99.7	100.0	0
266,408,647	75,441,277	0	190,967,370	190,967,370	78.2	28.3	0
265,713,134	74,745,583	0	190,967,551	190,967,551	82.2	28.1	0
265,172,934	74,745,583	0	190,427,351	190,427,351	82.2	28.2	0
265,172,934	74,745,583	0	190,427,351	190,427,351	82.2	28.2	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
540,200	0	0	540,200	540,200	-	0.0	0
695,513	695,694	0	△ 181	△ 181	12.5	100.0	0
615,619	615,600	0	19	19	11.5	100.0	0
615,619	615,600	0	19	19	11.5	100.0	0
16,000	16,200	0	△ 200	△ 200	81.0	101.3	0
16,000	16,200	0	△ 200	△ 200	81.0	101.3	0
63,894	63,894	0	0	0	28.3	100.0	0
63,894	63,894	0	0	0	28.3	100.0	0

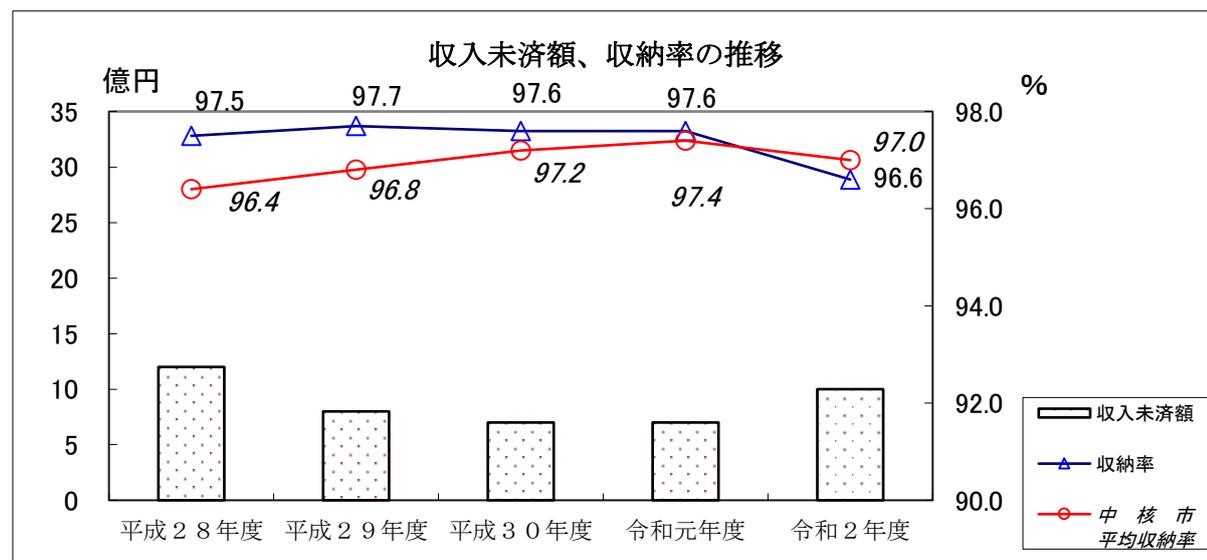
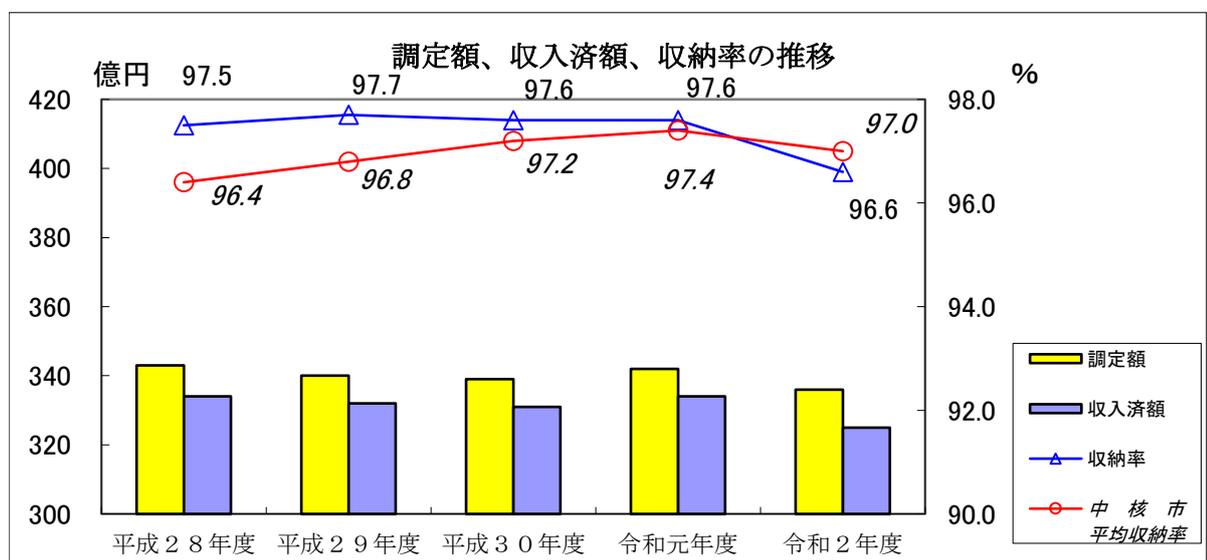
3. 年度別税目別決算額

年度区分 税目区分	平成 28 年度			平成 29 年度				平成 30 年度	
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額
	千円	千円	%	千円	千円	%	%	千円	千円
市 税	34,301,705	33,439,177	97.5	33,991,576	33,211,473	97.7	99.3	33,903,487	33,085,350
市 民 税	15,565,125	15,151,795	97.3	15,535,976	15,176,312	97.7	100.2	15,693,628	15,308,912
個 人	12,500,924	12,113,740	96.9	12,315,665	11,978,168	97.3	98.9	12,440,270	12,075,244
現年課税分	12,092,959	11,984,003	99.1	11,966,495	11,867,693	99.2	99.0	12,119,772	11,982,725
滞納繰越分	407,965	129,737	31.8	349,170	110,475	31.6	85.2	320,498	92,519
法 人	3,064,201	3,038,055	99.1	3,220,311	3,198,144	99.3	105.3	3,253,358	3,233,668
現年課税分	3,039,399	3,028,309	99.6	3,200,921	3,194,738	99.8	105.5	3,236,550	3,231,092
滞納繰越分	24,802	9,746	39.3	19,390	3,406	17.6	34.9	16,808	2,576
固 定 資 産 税	14,282,967	13,936,708	97.6	14,380,641	14,061,530	97.8	100.9	14,183,229	13,851,040
固 定 資 産 税	14,118,167	13,771,908	97.5	14,222,177	13,903,066	97.8	101.0	14,026,294	13,694,105
現年課税分	13,771,019	13,677,863	99.3	13,913,950	13,819,375	99.3	101.0	13,736,872	13,629,435
滞納繰越分	347,148	94,045	27.1	308,227	83,691	27.2	89.0	289,422	64,670
国有資産等所在 市町村交付金	164,800	164,800	100.0	158,464	158,464	100.0	96.2	156,935	156,935
軽自動車税	690,569	642,678	93.1	715,005	664,336	92.9	103.4	738,176	685,980
現年課税分	648,334	630,728	97.3	670,576	652,617	97.3	103.5	690,861	674,160
滞納繰越分	42,235	11,950	28.3	44,429	11,719	26.4	98.1	47,315	11,820
環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-	-
種別割	-	-	-	-	-	-	-	-	-
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市たばこ税	1,935,516	1,935,516	100.0	1,838,920	1,838,915	100.0	95.0	1,794,699	1,794,701
現年課税分	1,935,516	1,935,516	100.0	1,838,920	1,838,915	100.0	95.0	1,794,694	1,794,696
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-	-	5	5
特別土地保有税	324,263	315,481	97.3	8,782	449	5.1	0.1	8,333	450
現年課税分	0	0	-	0	0	-	-	0	0
滞納繰越分	324,263	315,481	97.3	8,782	449	5.1	0.1	8,333	450
入湯税	31,057	30,643	98.7	29,827	29,484	98.9	96.2	29,305	28,947
現年課税分	30,769	30,586	99.4	29,412	29,380	99.9	96.1	28,963	28,915
滞納繰越分	288	57	19.8	415	104	25.1	182.5	342	32
都市計画税	1,472,208	1,426,356	96.9	1,482,425	1,440,447	97.2	101.0	1,456,117	1,415,320
現年課税分	1,426,089	1,413,812	99.1	1,441,460	1,429,284	99.2	101.1	1,418,003	1,406,912
滞納繰越分	46,119	12,544	27.2	40,965	11,163	27.3	89.0	38,114	8,408
現年課税分	33,108,885	32,865,617	99.3	33,220,198	32,990,466	99.3	100.4	33,182,650	32,904,870
滞納繰越分	1,192,820	573,560	48.1	771,378	221,007	28.7	38.5	720,837	180,480

年度		令和元年度				令和2年度			
収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比	調定額	収入済額	収納率	収入 対前年比
%	%	千円	千円	%	%	千円	千円	%	%
97.6	99.6	34,191,806	33,373,175	97.6	100.9	32,832,520	31,736,410	96.7	95.1
97.5	100.9	15,736,186	15,342,325	97.5	100.2	15,023,253	14,586,583	97.1	95.1
97.1	100.8	12,504,041	12,142,226	97.1	100.6	12,460,299	12,105,172	97.1	99.7
98.9	101.0	12,163,018	12,053,407	99.1	100.6	12,124,978	12,015,369	99.1	99.7
28.9	83.7	341,023	88,819	26.0	96.0	335,321	89,803	26.8	101.1
99.4	101.1	3,232,145	3,200,099	99.0	99.0	2,562,954	2,481,411	96.8	77.5
99.8	101.1	3,212,601	3,196,753	99.5	98.9	2,536,110	2,477,961	97.7	77.5
15.3	75.6	19,544	3,346	17.1	129.9	26,844	3,450	12.9	103.1
97.7	98.5	14,385,259	14,059,194	97.7	101.5	14,607,421	14,018,170	96.0	99.7
97.6	98.5	14,229,785	13,903,720	97.7	101.5	14,453,626	13,864,375	95.9	99.7
99.2	98.6	13,943,021	13,833,554	99.2	101.5	14,161,980	13,783,055	97.3	99.6
22.3	77.3	286,764	70,166	24.5	108.5	291,646	81,320	27.9	115.9
100.0	99.0	155,474	155,474	100.0	99.1	153,795	153,795	100.0	98.9
92.9	103.3	762,858	709,903	93.1	103.5	799,678	751,733	94.0	105.9
97.6	103.3	715,442	698,665	97.7	103.6	-	-	-	-
25.0	100.9	47,416	11,238	23.7	95.1	-	-	-	-
-	-	7,008	7,008	100.0	-	23,828	23,828	100.0	340.0
-	-	-	-	-	-	775,850	727,905	93.8	-
-	-	-	-	-	-	727,491	715,187	98.3	-
-	-	-	-	-	-	48,359	12,718	26.3	-
100.0	97.6	1,802,135	1,802,135	100.0	100.4	1,695,903	1,695,866	100.0	94.1
100.0	97.6	1,802,132	1,802,132	100.0	100.4	1,695,903	1,695,866	100.0	94.1
100.0	-	3	3	100.0	60.0	0	0	-	0.0
5.4	100.2	7,882	465	5.9	103.3	7,417	448	6.0	96.3
-	-	0	0	-	-	0	0	-	-
5.4	100.2	7,882	465	5.9	103.3	7,417	448	6.0	96.3
98.8	98.2	30,528	30,163	98.8	104.2	20,366	20,055	98.5	66.5
99.8	98.4	30,170	30,116	99.8	104.2	20,000	20,000	100.0	66.4
9.4	30.8	358	47	13.1	146.9	366	55	15.0	117.0
97.2	98.3	1,466,958	1,428,990	97.4	101.0	1,478,160	1,415,288	95.7	99.0
99.2	98.4	1,431,493	1,420,254	99.2	100.9	1,444,497	1,405,847	97.3	99.0
22.1	75.3	35,465	8,736	24.6	103.9	33,663	9,441	28.0	108.1
99.2	99.7	33,453,351	33,190,355	99.2	100.9	32,137,263	31,551,893	98.2	95.1
25.0	81.7	738,455	182,820	24.8	101.3	695,257	184,517	26.5	100.9

4. 市税の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調定額	億円 343	億円 340	億円 339	億円 342	億円 336
収入済額	334	332	331	334	325
不納欠損額	1	1	1	1	1
収入未済額	12	8	7	7	10
収納率	% 97.5	% 97.7	% 97.6	% 97.6	% 96.6
中核市 平均収納率	96.4	96.8	97.2	97.4	97.0



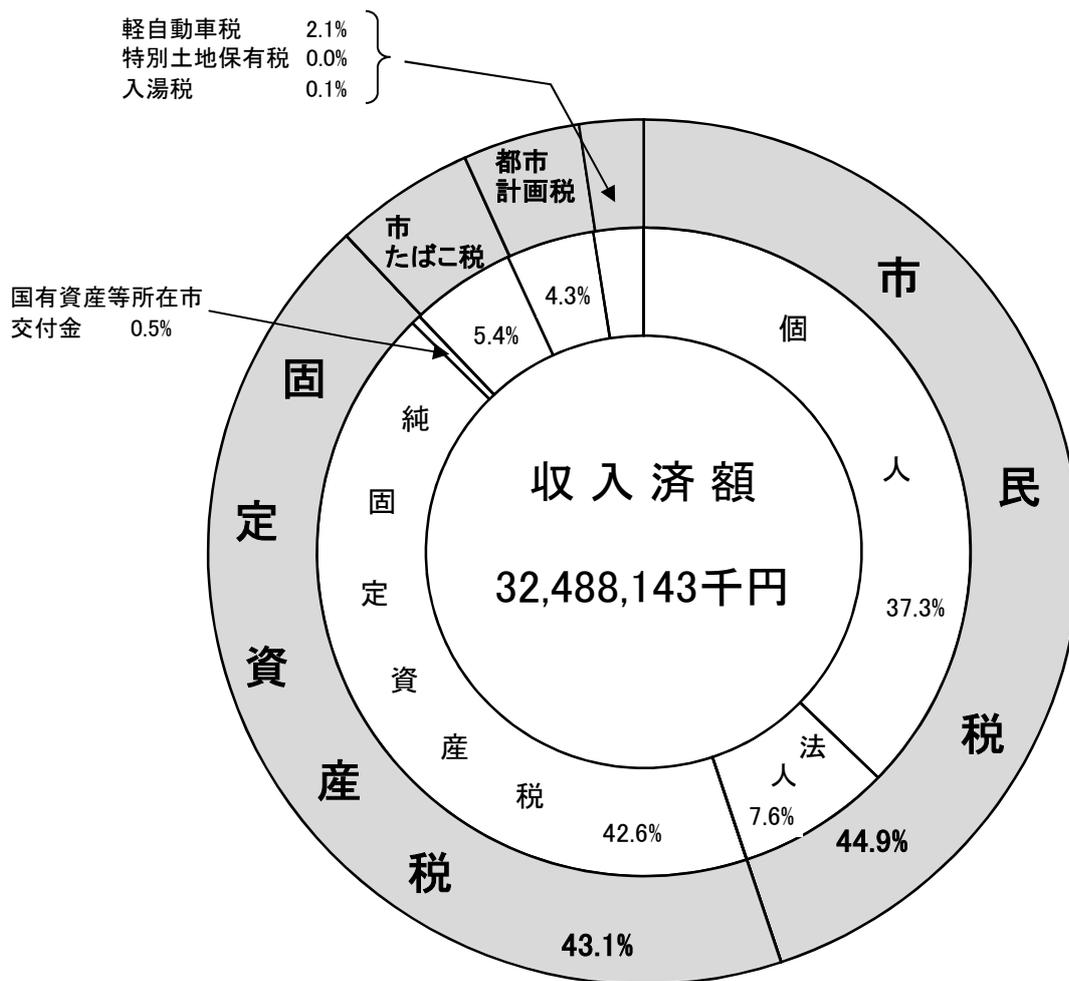
5. 年度別市税外歳入収入済額 (税関係のみ)

(単位：千円)

科目 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方譲与税	775,565	773,701	777,457	805,858	826,086
地方揮発油譲与税	217,014	214,852	216,213	192,036	188,036
自動車重量譲与税	525,946	526,628	532,608	553,039	547,077
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
特別とん譲与税	32,605	32,221	28,636	31,677	29,121
森林環境譲与税	—	—	—	29,106	61,852
利子割交付金	47,674	86,970	85,957	48,660	55,922
配当割交付金	107,250	159,962	122,070	140,713	121,570
株式等譲渡所得割交付金	64,305	170,010	110,679	72,033	137,176
法人事業税交付金	—	—	—	—	268,522
地方消費税交付金	4,535,489	4,632,370	4,834,751	4,573,235	5,579,520
ゴルフ場利用税交付金	50,626	52,993	44,638	42,920	38,432
自動車取得税交付金	172,403	240,643	258,008	136,398	—
環境性能割交付金	—	—	—	40,320	78,083
国有提供施設等所在市助成交付金	84,115	78,899	74,323	74,323	73,951
総務手数料	28,016	26,528	23,383	22,049	19,266
督促手数料	7,036	6,551	6,021	5,913	5,649
証明手数料等	20,980	19,977	17,362	16,136	13,617
徴税费委託金	392,360	390,251	392,896	391,277	390,905
諸収入	91,824	94,962	97,376	67,843	75,794
延滞金、加算金料及び過	90,697	94,108	96,833	67,233	75,098
延滞金	90,697	69,108	91,167	67,233	75,098
加算金	0	25,000	5,666	0	0
雑収入	1,127	854	543	610	696
滞納処分費	538	444	460	363	616
弁償金	21	18	15	13	16
雑収入	568	392	68	234	64

6. 令和2年度 市税決算額構成

税目	調定額	構成比	収入済額	構成比	収納率
	千円	%	千円	%	%
市 民 税	15,023,253	44.7	14,586,583	44.9	97.1
個 人	12,460,299	37.1	12,105,172	37.3	97.1
法 人	2,562,954	7.6	2,481,411	7.6	96.8
固 定 資 産 税	14,607,421	43.4	14,018,170	43.1	96.0
純 固 定 資 産 税	14,453,626	42.9	13,864,375	42.6	95.9
国有資産等所在市交付金	153,795	0.5	153,795	0.5	100.0
軽 自 動 車 税	799,678	2.4	751,733	2.3	94.0
市 た ば こ 税	1,695,903	5.0	1,695,866	5.2	100.0
特 別 土 地 保 有 税	7,417	0.0	448	0.0	6.0
入 湯 税	20,366	0.1	20,055	0.1	98.5
都 市 計 画 税	1,478,160	4.4	1,415,288	4.4	95.7
合 計	33,632,198	100.0	32,488,143	100.0	96.6



7. 年度別市税負担状況調（決算）

区 分 \ 年 度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		金 額	前年 対比	金 額	前年 対比	金 額	前年 対比
		千円	%	千円	%	千円	%
予 算 額		32,751,312	—	33,188,265	101.3	32,346,874	97.5
調 定 額		33,903,487	—	34,191,806	100.9	33,632,198	98.4
収 入 額		33,085,350	—	33,373,175	100.9	32,488,143	97.3
不 納 欠 損 額		69,365	—	65,960	95.1	82,402	124.9
収納率	対予算	101.0 %		100.6 %		100.4 %	
	対調定	97.6 %		97.6 %		96.6 %	
指数 平成30年 度を100と して	予算額	100.0		101.3		98.8	
	調定額	100.0		100.9		99.2	
	収入額	100.0		100.9		98.2	
人口 1月1日現在		262,064 人		259,208 人		253,188 人	
世 帯 数		116,103 世帯		116,049 世帯		116,133 世帯	
1 世帯あたり人口		2.3 人		2.2 人		2.2 人	
1 人 当 たり 負 担 額	予算額	125 千円		128 千円		128 千円	
	調定額	129 千円		132 千円		133 千円	
	収入額	126 千円		129 千円		128 千円	
1 世 帯 当 たり 負 担 額	予算額	282 千円		286 千円		279 千円	
	調定額	292 千円		295 千円		290 千円	
	収入額	285 千円		288 千円		280 千円	
税 務 職 員 1 人 当 たり 人 口 等	職員数	119 人		123 人		124 人	
	1人あたり 人口	2,202 人		2,107 人		2,042 人	
	1人あたり 世帯数	976 世帯		943 世帯		937 世帯	
税 務 職 員 1 人 当 たり 賦 課 額 等	予算額	275,221 千円		269,823 千円		260,862 千円	
	調定額	284,903 千円		277,982 千円		271,227 千円	
	収入額	278,028 千円		271,327 千円		262,001 千円	

※ 人口及び世帯数は推計人口・世帯数の数値

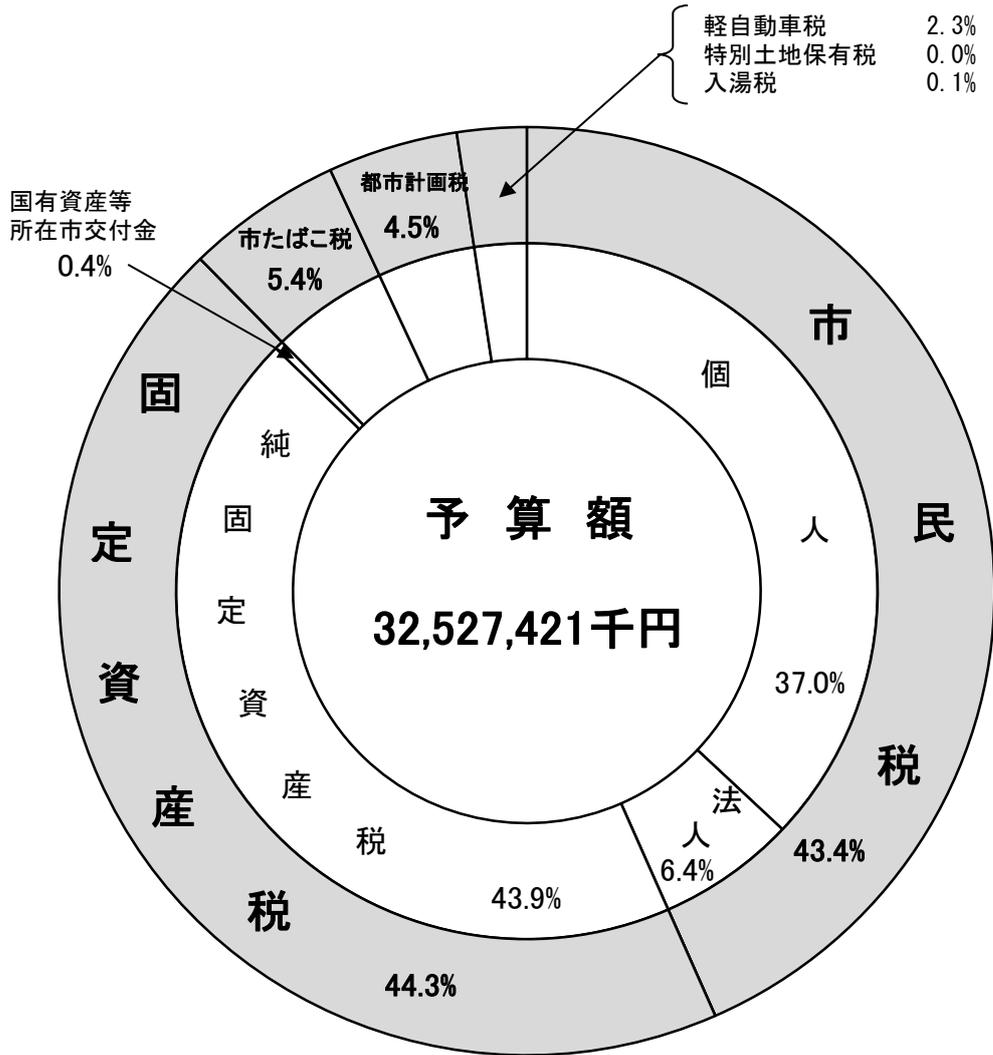
8. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
税収入額	1 市	税	33,085,350	33,373,175	32,488,143	
	2 個人	の 県 民 税	8,005,818	8,050,260	8,025,839	
	3 合	計	41,091,168	41,423,435	40,513,982	
徴	人件費	4 基	本 給	405,424	399,305	400,992
		5 諸	手 当	252,146	241,731	234,210
		(イ)	時 間 外 勤 務 手 当	35,974	37,471	31,804
		(ロ)	税 務 手 当	4,761	4,764	4,821
		(ハ)	そ の 他 の 手 当	211,411	199,496	197,585
		6	そ の 他	160,695	155,195	161,069
		7	小 計	818,265	796,231	796,271
税	需用費	8 旅	費	1,577	1,797	336
		9 賃	金	5,670	5,479	
		10	そ の 他	245,682	292,639	252,949
		11	小 計	252,929	299,915	253,285
費	報奨金及びこれに類する経費	12	納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
		13	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金			
		14	納 税 奨 励 金			
		15	そ の 他	76	77	65
		16	小 計	76	77	65
		17	そ の 他	14,406	7,630	7,189
	18	合 計	1,085,676	1,103,853	1,056,810	
県民税徴収取扱費	19	納税通知書を基準にした金額				
	20	徴収額を基準にした金額				
	21	納税義務者数を基準にした金額	375,352	391,277	390,905	
	22	報奨金の額に相当する金額	17,544			
	23	合 計	392,896	391,277	390,905	
24	純市税徴収費用 18－23		692,780	712,576	665,905	
税収に対する徴税費用の割合	25	市税・県民税に対する割合 18 / 3	2.6%	2.7%	2.6%	
	26	市税に対する割合 24 / 1	2.1%	2.1%	2.0%	
徴税職員数		徴 税 職 員	119人	123人	124人	
		臨 時 職 員	10人	10人	10人	
	27	合 計	129人	133人	134人	
職員1人当たりの人件費 7 / 27			6,343	5,987	5,942	

9. 令和3年度 市税予算額構成

税目	区分	調定見込額 (A)	予 算 額 (B)	計上率 $\frac{(B)}{(A)}$	(B)の構成比	(A)の構成比
		千円	千円	%	%	%
市 民 税		14,480,479	14,106,410	97.4	43.4	43.6
	個 人	12,370,992	12,032,085	97.3	37.0	37.2
	現年課税分	12,053,397	11,944,916	99.1	36.7	36.2
	滞納繰越分	317,595	87,169	27.4	0.3	1.0
	法 人	2,109,487	2,074,325	98.3	6.4	6.4
	現年課税分	2,013,138	2,003,273	99.5	6.2	6.1
	滞納繰越分	96,349	71,052	73.7	0.2	0.3
固 定 資 産 税		14,690,480	14,414,004	98.1	44.3	44.1
	固 定 資 産 税	14,541,242	14,264,766	98.1	43.9	43.7
	現年課税分	14,026,253	13,915,444	99.2	42.8	42.2
	滞納繰越分	514,989	349,322	67.8	1.1	1.5
	国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	149,238	149,238	100.0	0.4	0.4
軽 自 動 車 税		811,378	762,697	94.0	2.3	2.5
	環 境 性 能 割	21,988	21,988	100.0	0.1	0.1
	種 別 割	789,390	740,709	93.8	2.2	2.4
	現年課税分	748,781	731,034	97.6	2.2	2.3
	滞納繰越分	40,609	9,675	23.8	0.0	0.1
市 た ば こ 税		1,750,016	1,750,016	100.0	5.4	5.2
特 別 土 地 保 有 税		6,980	411	5.9	0.0	0.0
	現年課税分	0	0	-	0.0	0.0
	滞納繰越分	6,980	411	5.9	0.0	0.0
入 湯 税		27,183	26,823	98.7	0.1	0.1
	現年課税分	26,825	26,776	99.8	0.1	0.1
	滞納繰越分	358	47	13.1	0.0	0.0
都 市 計 画 税		1,496,437	1,467,060	98.0	4.5	4.5
	現年課税分	1,433,029	1,421,708	99.2	4.4	4.3
	滞納繰越分	63,408	45,352	71.5	0.1	0.2
市 税		33,262,953	32,527,421	97.8	100.0	100.0
	現年課税分	32,222,665	31,964,393	99.2	98.3	96.8
	滞納繰越分	1,040,288	563,028	54.1	1.7	3.2



10. 令和3年度 市税負担状況 (交付金を除く調定見込(現年度分のみ)による。)

(単位：円)

区分	税目	市民税	固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	都市計画税	その他の税
市民1人当たり		55,558	55,399	3,205	6,912	5,660	106
1世帯当たり		121,545	121,197	7,011	15,121	12,382	232
納税義務者1人当たり		98,072	96,946				
		(法人分を除く。)	(都市計画税を含む。)				

[人口 253,188 人]
[世帯 115,731 世帯]
令和3年1月1日現在の推計人口・世帯

納税義務者数 (市民税) 122,903人
(固定資産税) 159,463人

1 1. 年度別市民税調定額（現年課税最終調定）

種 別		年 度		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
個 人	所得割	千円 11,683,040	千円 11,726,000	千円 11,688,116
	均等割	436,733	437,018	436,862
	計	12,119,773	12,163,018	12,124,978
法 人	法人税割	2,559,425	2,547,329	1,861,233
	均等割	677,125	665,271	674,877
	計	3,236,550	3,212,600	2,536,110
合 計		15,356,323	15,375,618	14,661,088

1 2. 年度別市民税納税義務者数（最終調定分）

年度 種別		区 分			合 計
		均等割のみを 納める者	所得割のみ (退職分離) を納める者	所得割を 納める者	
H 30	個 人	人 10,702	人 631	人 115,794	人 127,127
	法 人	3,386	-	2,972	6,358
R 1	個 人	10,772	694	115,723	127,189
	法 人	3,575	-	2,758	6,333
R 2	個 人	10,698	609	115,524	126,831
	法 人	3,710	-	2,653	6,363

13. 令和3年度 市民税（個人）の納税義務者等に関する調（R3.7.1現在）

区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割
	納税義務者数 (A)	均等割額 (B)	納税義務者数 (C)	所得割額 (D)	納税義務者数 (E)
所得者区分	人	千円			人
給与所得者	4,219	14,767			88,875
営業所得者	754	2,638			4,627
農業所得者	50	175			160
その他の所得者	5,227	18,295			18,893
家屋敷等のみ	98	343			
合計	10,348	36,218	0	0	112,555

14. 令和3年度 市民税（個人）課税標準額段階別所得割額調

区分 課税所得 金額の段階	給与所得者		営業所得者		農業
	人員	所得割額	人員	所得割額	人員
10万円以下の金額	3,054	5,307	281	525	8
10万円を超え 100万円以下	28,183	901,110	1,650	46,980	72
100万円を超え 200万円以下	29,329	2,370,950	1,156	95,606	46
200万円を超え 300万円以下	14,529	1,968,620	594	83,925	20
300万円を超え 400万円以下	7,177	1,423,161	302	60,705	5
400万円を超え 550万円以下	3,632	958,384	246	67,367	3
550万円を超え 700万円以下	929	325,790	110	39,621	2
700万円を超え 1,000万円以下	836	396,023	105	49,980	1
1,000万円を 超える金額	917	963,817	148	154,177	3
合計	88,586	9,313,162	4,592	598,886	160

と所得割を納める者		合 計				
均等割額 (F)	所得割額 (G)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C)+(E)
		納税義務者数 (A)+(E)	均等割額 (B)+(F)	納税義務者数 (C)+(E)	所得割額 (D)+(G)	
千円 311,066	千円 9,423,100	人 93,094	千円 325,833	人 88,875	千円 9,423,100	人 93,094
16,195	614,089	5,381	18,833	4,627	614,089	5,381
560	14,046	210	735	160	14,046	210
66,125	1,072,776	24,120	84,420	18,893	1,072,776	24,120
		98	343			98
393,946	11,124,011	122,903	430,164	112,555	11,124,011	122,903

所得者	その他の所得者		分離譲渡所得者		合 計	
所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額	人 員	所得割額
千円 14	人 1,631	千円 2,950	人 190	千円 29,915	人 5,164	千円 38,711
1,951	12,426	315,057	183	27,127	42,514	1,292,225
3,834	3,034	232,504	136	25,168	33,701	2,728,062
2,921	552	77,073	110	27,039	15,805	2,159,578
996	244	47,542	62	16,508	7,790	1,548,912
864	181	48,828	46	18,509	4,108	1,093,952
711	103	36,807	31	15,955	1,175	418,884
547	95	44,575	31	18,259	1,068	509,384
2,208	87	93,138	75	113,514	1,230	1,326,854
14,046	18,353	898,474	864	291,994	112,555	11,116,562

※14表の所得割額は減免後の税額

15. 令和3年度 法人市民税状況調

① 業種別法人数等

業 種	農業・ 林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 水道業	情報通信業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業
法人数	90	14	7	1,044	631	23	107	271	1,700
% 構成比	1.4	0.2	0.1	16.4	9.9	0.4	1.7	4.3	26.7
法人税割	4,227	5,917	503	159,702	556,331	33,378	49,916	84,089	242,723
% 構成比	0.2	0.3	0.0	8.6	29.9	1.8	2.7	4.5	13.0
均等割	8,358	4,379	748	83,784	98,469	5,257	17,785	43,988	186,108
% 構成比	1.2	0.6	0.1	12.4	14.6	0.8	2.6	6.5	27.6

② 組織別法人数等

組 織	株 式	有 限	合 資	合 名	相 互	公 益		一 般	
						財 団	社 団	財 団	社 団
法人数	3,687	1,902	11	14	5	3	0	16	42
% 構成比	57.9	29.9	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.3	0.7
法人税割	1,618,005	64,233	69	0	71,230	15	0	7,829	1,011
% 構成比	86.9	3.5	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.4	0.1
均等割	510,196	101,680	702	675	4,640	150	0	975	2,016
% 構成比	75.6	15.1	0.1	0.1	0.7	0.0	0.0	0.1	0.3

(法人税割・均等割／千円)

金融業 保険業	不動産業 物品賃貸業	学術研究 専門技術サービス	宿泊業 飲食サービス業	生活関連 サービス 業	教育 学習支援業	医療 福祉	複合サー ビス業	サービス 業	その他	合 計
149	603	333	293	190	45	383	85	393	2	6,363
2.3	9.5	5.2	4.6	3.0	0.7	6.0	1.3	6.2	0.0	100.0
482,057	80,667	17,962	10,609	24,096	939	45,631	8,786	53,693	7	1,861,233
25.9	4.3	1.0	0.6	1.3	0.1	2.5	0.5	2.9	0.0	100.0
43,043	41,890	27,536	29,350	15,789	2,810	24,791	8,850	31,842	100	674,877
6.4	6.2	4.1	4.3	2.3	0.4	3.7	1.3	4.7	0.0	100.0

(法人税割・均等割／千円)

宗 教	医 療	学 校	社 会 福 祉	その他	合 計
40	159	1	1	482	6,363
0.6	2.5	0.0	0.0	7.6	100.0
935	29,746	11	345	67,804	1,861,233
0.1	1.6	0.0	0.0	3.6	100.0
2,000	10,108	50	50	41,635	674,877
0.3	1.5	0.0	0.0	6.2	100.0

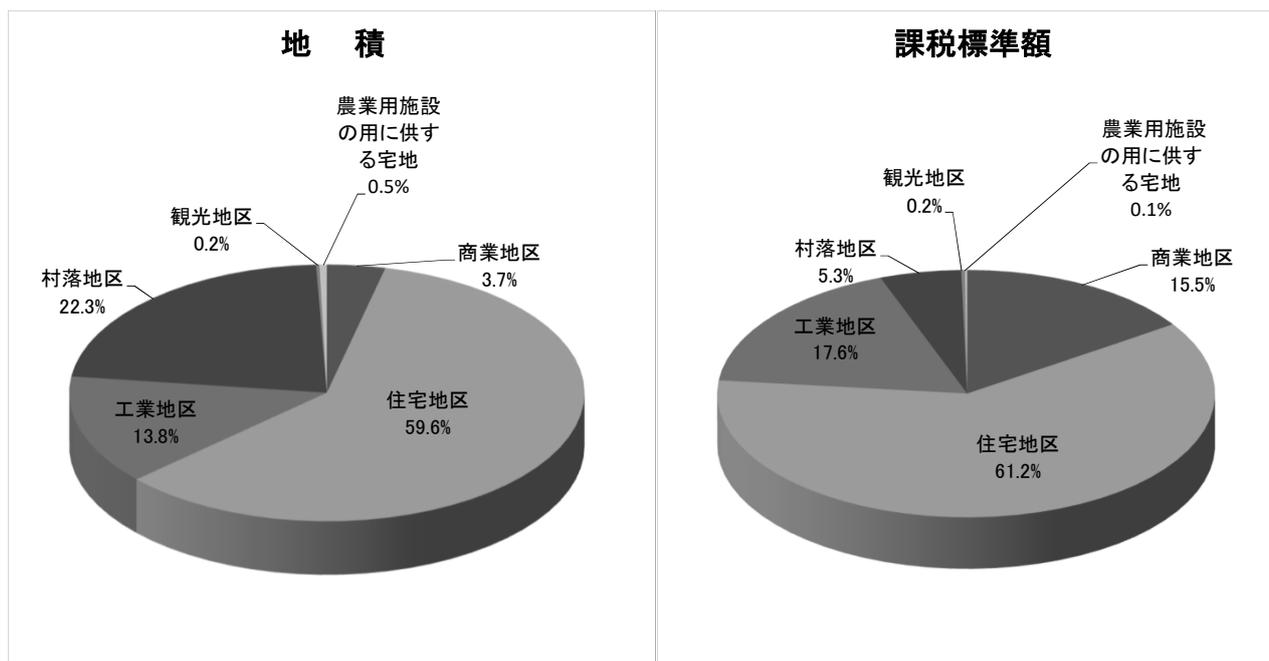
16. 令和3年度 土地に関する調

区分 地目		納税義務者数 法定免税 点以上 のもの	地積			
			非課税地積	評価総地積 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A)-(B)
		人	㎡	㎡	㎡	㎡
田	一般田	9,431	1,009,399	69,529,816	1,870,980	67,658,836
	勸告遊休田	5		6,899		6,899
	介在田・ 市街化区域田	533	9,582	739,654	1,522	738,132
畑	一般畑	8,258	407,658	16,409,534	1,753,963	14,655,571
	勸告遊休畑					
	介在畑・ 市街化区域畑	1,612	9,658	1,529,692	8,564	1,521,128
宅地	小規模住宅用地	62,886		17,759,597	1,019,803	16,739,794
	一般住宅用地	41,806		10,590,278	205,220	10,385,058
	商業地等 (非住宅用地)	12,264		13,821,987	35,738	13,786,249
	計	116,956	2,633,713	42,171,862	1,260,761	40,911,101
塩田						
鉱泉地		31	101	207	8	199
池沼		248	230,084	143,559	45,214	98,345
山林	一般山林	11,330	37,887,583	290,103,157	26,372,891	263,730,266
	介在山林	1,543	357,608	3,491,888	125,799	3,366,089
牧場		15	133,393	186,485	1,779	184,706
原野		5,378	617,988	9,363,284	1,642,150	7,721,134
雑種地	ゴルフ場の用地	31	4,628	1,994,515	442	1,994,073
	遊園地の用地					
	鉄軌道用地	7	19,183	1,888,884	19	1,888,865
	その他の雑種地	11,632	3,966,214	12,142,979	757,042	11,385,937
	計	11,670	3,990,025	16,026,378	757,503	15,268,875
その他			138,046,308			
合計 (上記を名寄せしたもの)		72,427	185,333,100	449,702,415	33,841,134	415,861,281

決 定 価 格				筆 数				単位当たり価格	
総額 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C)-(D)=(E)	(E)に係る 課税標準額	非課税地 筆数	評価 総筆数 (F)	法定免税点 未満のもの (G)	法定免税点 以上のもの (F)-(G)	平均価格 $\frac{(C)}{(A)}$	最高価格
千円	千円	千円	千円	筆	筆	筆	筆	円/㎡	円/㎡
7,238,853	171,215	7,067,638	7,050,820	2,725	51,924	2,417	49,507	104	308
1,365		1,365	1,365		5		5	198	219
4,050,041	5,961	4,044,080	1,384,411	49	1,027	16	1,011	5,476	27,236
565,581	52,269	513,312	512,951	960	27,822	4,441	23,381	34	162
13,587,502	26,710	13,560,792	4,404,658	41	3,477	66	3,411	8,883	71,076
319,671,394	7,992,944	311,678,450	50,589,423		111,248	11,335	99,913	18,000	132,069
104,130,023	505,662	103,624,361	33,881,281		65,445	2,776	62,669	9,833	88,557
209,082,345	108,820	208,973,525	143,349,979		26,583	586	25,997	15,127	166,747
632,883,762	8,607,426	624,276,336	227,820,683	3,076	203,276	14,697	188,579	15,007	166,747
14,522	37	14,485	14,448	5	38	2	36	70,155	751,283
53,540	1,245	52,295	37,199	338	419	91	328	373	16,864
3,602,118	320,533	3,281,585	3,280,807	5,285	96,333	15,264	81,069	12	128
894,636	31,027	863,609	863,477	463	4,608	1,022	3,586	256	895
3,896	19	3,877	3,877	7	107	2	105	21	109
340,226	21,933	318,293	257,821	1,114	17,451	3,394	14,057	36	19,094
2,033,869	301	2,033,568	1,382,713	6	514	3	511	1,020	1,358
							0		
7,032,543	3	7,032,540	4,697,792	50	3,864	1	3,863	3,723	118,808
42,737,463	441,407	42,296,056	29,020,606	7,076	31,406	5,199	26,207	3,520	101,742
51,803,875	441,711	51,362,164	35,101,111	7,132	35,784	5,203	30,581	3,232	118,808
				154,177					
715,039,917	9,680,086	705,359,831	280,733,628	175,372	442,271	46,615	395,656	1,590	

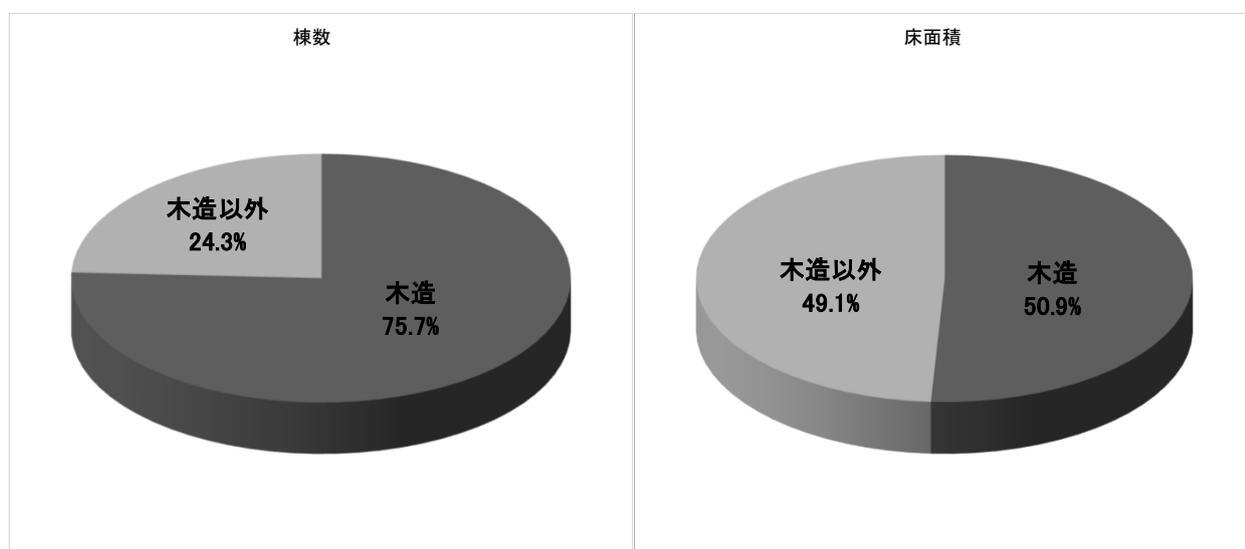
17. 令和3年度 宅地に関する調（法定免税点以上のもの）

地区別	区分	納税義務者 人	地積 (A) ㎡	決定価格 (B) 千円	最高価格地の所在地番	課税標準額 千円	筆数 筆	単位当たり価格	
								平均価格 (B/A) 円/㎡	最高価格 円/㎡
商業地区	繁華街	22	6,377	206,794	竹崎町三丁目	138,948	47	32,428	37,410
	高度商業地区Ⅰ								
	高度商業地区Ⅱ	44	70,349	6,481,834	竹崎町四丁目	4,091,407	70	92,138	166,747
	普通商業地区	1,616	1,419,655	53,194,506	竹崎町四丁目	31,133,604	3,474	37,470	124,640
	計	1,682	1,496,381	59,883,134	竹崎町四丁目	35,363,959	3,591	40,019	166,747
住宅地区	併用住宅地区	5,354	3,183,754	79,344,129	秋根本町一丁目	37,316,046	10,054	24,922	77,684
	高級住宅地区								
	普通住宅地区	52,285	21,180,220	389,756,026	伊倉新町一丁目	102,063,487	85,488	18,402	68,014
	計	57,639	24,363,974	469,100,155	秋根本町一丁目	139,379,533	95,542	19,254	77,684
工業地区	大工場地区	62	3,033,290	27,832,608	幡生宮の下	19,439,773	387	9,176	20,615
	中工場地区	1,127	2,621,743	32,348,112	長府才川一丁目	20,767,079	2,502	12,338	43,366
	家内工業地区								
	計	1,189	5,655,033	60,180,720	長府才川一丁目	40,206,852	2,889	10,642	43,366
村落地区	集団地区	3,624	2,746,372	10,586,888	藤ヶ谷町	4,006,073	6,400	3,855	18,430
	村落地区	7,950	6,376,967	22,817,768	大字伊倉字竜王田	7,984,836	14,487	3,578	18,715
	計	11,574	9,123,339	33,404,656	大字伊倉字竜王田	11,990,909	20,887	3,661	18,715
	観光地区	100	86,277	1,161,036	豊浦町大字川棚	549,842	231	13,457	21,952
	農業用施設の用に供する宅地	87	186,097	546,635	豊浦町大字吉永	329,588	173	2,937	10,960
合	計	72,271	40,911,101	624,276,336	竹崎町4丁目	227,820,683	123,313	15,259	166,747



18. 令和3年度 家屋に関する調

区 分	個人が所有する家屋			法人が所有する家屋			合 計			
	総数 (A)	法定免税点 未満のもの (B)	法定免税点 以上のもの (A) - (B)	総数 (C)	法定免税点 未満のもの (D)	法定免税点 以上のもの (C) - (D)	総数 (E)	法定免税点 未満のもの (F)	法定免税点 以上のもの (E) - (F)	
納税義務者数 (人)	89,569	8,117	81,452	3,457	422	3,035	93,026	8,539	84,487	
棟数	木 造 (棟)	117,867	10,259	107,608	3,877	472	3,405	121,744	10,731	111,013
	木造以外 (棟)	28,752	299	28,453	10,266	729	9,537	39,018	1,028	37,990
	計 (棟)	146,619	10,558	136,061	14,143	1,201	12,942	160,762	11,759	149,003
床面積	木 造 (㎡) (i)	9,131,475	496,273	8,635,202	403,090	41,888	361,202	9,534,565	538,161	8,996,404
	木造以外 (㎡) (ii)	3,848,460	9,234	3,839,226	5,352,393	310,138	5,042,255	9,200,853	319,372	8,881,481
	計 (㎡) (iii)	12,979,935	505,507	12,474,428	5,755,483	352,026	5,403,457	18,735,418	857,533	17,877,885
決定価格	木 造 (千円) (iv)	159,306,111	730,504	158,575,607	7,547,935	554,016	6,993,919	166,854,046	1,284,520	165,569,526
	木造以外 (千円) (v)	143,112,555	143,943	142,968,612	192,114,854	11,724,506	180,390,348	335,227,409	11,868,449	323,358,960
	計 (千円) (vi)	302,418,666	874,447	301,544,219	199,662,789	12,278,522	187,384,267	502,081,455	13,152,969	488,928,486
単位 当たり 価格	木 造 (円/㎡) (iv / i)	17,446	1,472	18,364	18,725	13,226	19,363	17,500	2,387	18,404
	木造以外 (円/㎡) (v / ii)	37,187	15,588	37,239	35,893	37,804	35,776	36,434	37,162	36,408
	計 (円/㎡) (vi / iii)	23,299	1,730	24,173	34,691	34,880	34,679	26,799	15,338	27,348



19. 令和3年度 償却資産に関する調

納税義務者数		個人329人	法人2,220人	計2,549人
区 分	種 類	決定価格	課税標準額	課 税 標 準
				課税標準の特例規定の適用をうけるもの(A)
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	千円 31,903,415	千円 30,952,131	千円 928,761
	機 械 及 び 装 置	103,826,066	96,151,961	5,126,642
	船 舶	2,028,057	1,327,106	625,069
	航 空 機	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	1,043,141	1,030,486	12,656
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	25,460,965	24,856,140	551,210
	小 計 (B)	164,261,644	154,317,824	7,244,338
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	85,679,203	74,590,866	
	県知事等が価格等を決定し配分したもの	0	0	
	小 計 (C)	85,679,203	74,590,866	
法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの (D)		0	0	
合 計 (B)+(C)+(D)		249,940,847	228,908,690	
同上内訳	下 関 市 分 の 額		228,908,690	
	山 口 県 分 の 額		0	

20. 市長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条（固定資産税等の

条・項及び 特例率	法 第 3 4 条								
	第 2 項					第 4 項			
	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{4}$				
区分									
決定価格 (千円)	2,465,647		693,319			146,059			
課税標準額 (千円)	821,882		462,213			36,515			

条・項及び 特例率	法 附 則 第 1 5 条									
	第 2 項					第 2 7 項				第 3 0 項
	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	わがまち特例 $\frac{5}{6}$	わがまち特例 $\frac{1}{2}$	わがまち特例 $\frac{2}{3}$	わがまち特例 $\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	
区分										
決定価格 (千円)	136,733	45,212	10,751	9,586	4,727	23,088	615,409	289,544	30	
課税標準額 (千円)	22,789	15,071	5,376	6,391	3,939	11,544	410,273	144,772	20	

額の内訳	摘要
(A)以外のもの	
千円 30,023,370	
91,025,319	
702,037	
0	
1,017,830	
24,304,930	
147,073,486	

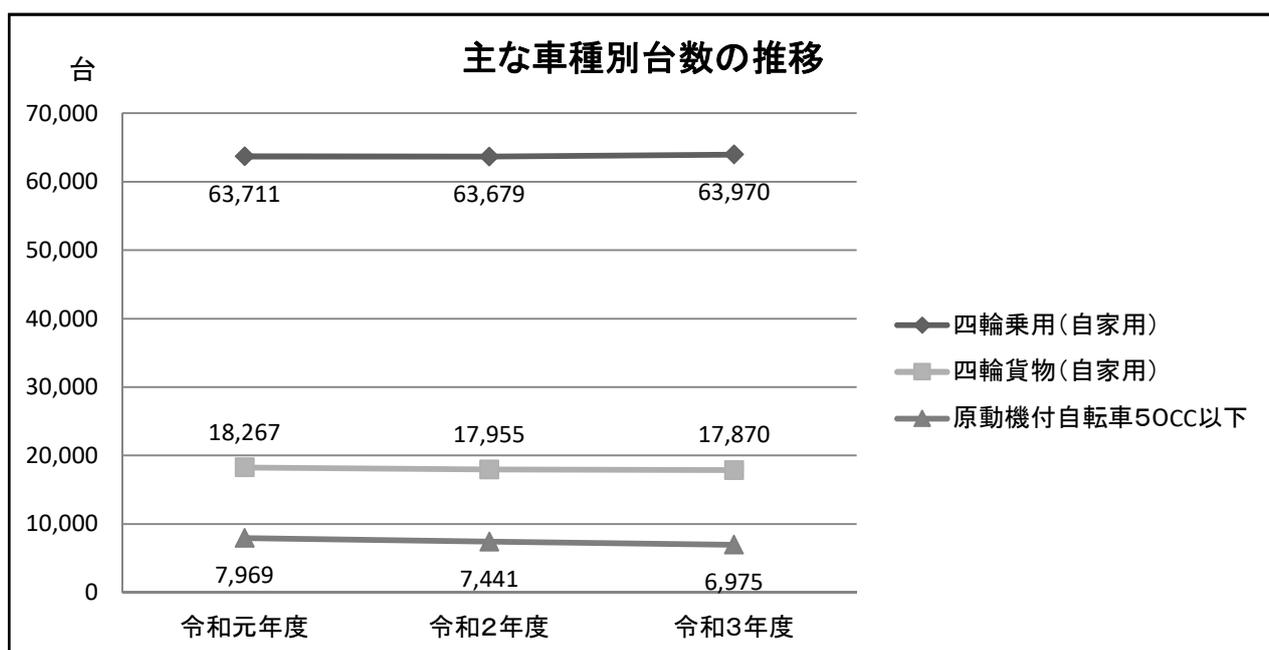
課税標準の特例)の規定の適用を受けるものに関する調

9 条 の 3						
第 5 項		第 9 項			第 23 項	
$\frac{1}{2}$		$\frac{1}{2}$			$\frac{3}{5}$	
1,171,388		309,108			20,162	
585,694		154,554			12,097	
5 条						合計
第 34 項	旧第 3 項	旧第 7 項		旧第 41 項	旧第 43 項	
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{0}{0}$	$\frac{1}{2}$	
27,900	8,315	394	34	2,142,352	3,792,184	11,911,942
13,950	2,772	263	27	0	1,896,092	4,606,234

2 1. 軽自動車税（種別割）に関する調

（当初課税台数及び調定額）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
原動機付自転車 50CC以下	7,969	15,938,000	7,441	14,882,000	6,975	13,950,000	
原動機付自転車 90CC以下	623	1,246,000	606	1,212,000	607	1,214,000	
原動機付自転車 125CC以下	1,863	4,471,200	1,930	4,632,000	2,021	4,850,400	
軽自動車二輪	1,955	7,038,000	2,007	7,225,200	2,093	7,534,800	
軽自動車三輪	1	4,600	1	4,600	1	4,600	
ミニカー	124	458,800	116	429,200	116	429,200	
四輪乗用	営業用	2	11,000	4	23,100	4	27,500
	自家用	63,711	565,549,800	63,679	584,767,500	63,970	603,027,300
四輪貨物	営業用	459	1,600,900	460	1,639,400	482	1,726,800
	自家用	18,267	88,044,500	17,955	87,983,700	17,870	88,411,100
特殊自動車 農耕作業用	3,801	9,122,400	3,732	8,956,800	3,672	8,812,800	
二輪の小型自動車	2,536	15,216,000	2,602	15,612,000	2,741	16,446,000	
小型特殊自動車	311	1,834,900	324	1,911,600	342	2,017,800	
計	101,622	710,536,100	100,857	729,279,100	100,894	748,452,300	



22. 市たばこ税に関する調

項目		年度		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
本数	従量割 (1,000本につき) 旧3級品以外 H25. 4月から 5,262円 H30. 10月から 5,692円 R2. 10月から 6,122円 R3. 10月から 6,552円	本 319,952,499	本 311,913,248	本 288,612,557
	旧3級品 (R1.10~統一) H30. 4月から 4,000円 R1. 10月から 5,692円 R2. 10月から 6,122円 R3. 10月から 6,552円	本 13,353,480	本 6,646,600	本 0
	手持品課税 (旧3級品以外) H30.10月1日 430円 R2.10月1日 430円 R3.10月1日 430円 (旧3級品) H30.4月1日 645円 R1.10月1日 1,692円 R2.10月1日 430円	本 20,558,890	本 82,521	本 15,774,857
調定額		円 1,794,694,223	円 1,802,131,744	円 1,695,902,704

23. 入湯税に関する調

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数	施設数	入湯客数
旧下関	5	57,657人	6	73,800人	6	72,262人
旧菊川	1	13,383	1	14,032	1	11,655
旧豊田	3	144,558	4	141,252	4	69,070
旧豊浦	10	68,138	9	69,442	8	52,598
旧豊北	2	58,162	2	55,557	2	26,379
計	21	341,898	22	354,083	21	231,964
調定額	円 28,962,500		円 30,170,950		円 20,000,100	

【入湯客1人につき150円(宿泊), 50円(日帰り)】

24. 還付に関する調

税目別		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	現	6,260	48,358,842	6,679	60,463,206	6,322	48,234,986
	過	3,288	45,839,410	3,661	38,370,448	3,979	42,689,677
固定資産税	現	905	22,561,244	795	13,261,768	787	14,076,706
都市計画税	過	201	2,958,139	338	2,569,600	393	3,862,497
法人市民税	現	345	29,961,200	325	24,826,772	370	18,384,900
	過	534	76,118,200	504	75,533,100	550	59,638,100
軽自動車税	現	79	506,100	67	522,500	60	452,400
	過	42	262,236	35	276,074	41	310,240
特別土地保有税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
市たばこ税	現	1	1,096	0	0	1	2,159
	過	0	0	1	4,321	0	0
入湯税	現	0	0	0	0	0	0
	過	0	0	0	0	0	0
還付加算金	過	317	3,228,700	404	1,681,900	448	2,785,538
督促手数料	現	640	64,000	634	63,800	534	53,400
	過	134	13,400	258	25,800	205	20,500
延滞金	現	24	144,200	21	22,038	41	281,588
	過	30	120,500	13	47,700	20	20,000
特例還付金	過	0	0	0	0	0	0
合計	現	8,254	101,596,682	8,521	99,160,084	8,115	81,486,139
	過	4,546	128,540,585	5,214	118,508,943	5,636	109,326,552
	計	12,800	230,137,267	13,735	217,669,027	13,751	190,812,691

V口座振替・コンビニ（スマホ決済）収納

1. 口座振替状況調

	区 分	対象 件数 (A)	調定額 (B)	口座加入 件数 (C)	口座振替税額 (D)	振替率	
						件数 (C/A)	金額 (D/B)
平成 30 年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	34,268	2,227,795,536	23,648	664,719,396	69.0	29.8
	固定資産税 都市計画税	113,248	15,148,640,000	66,320	5,300,096,583	58.6	35.0
	軽自動車税	102,376	691,164,100	16,835	67,002,500	16.4	9.7
	計	249,892	18,067,599,636	106,803	6,031,818,479	42.7	33.4
令和 元 年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	32,908	2,170,708,318	23,727	662,742,599	72.1	30.5
	固定資産税 都市計画税	112,797	15,359,855,222	66,702	5,440,063,366	59.1	35.4
	軽自動車税	100,829	709,117,000	16,839	66,893,000	16.7	9.4
	計	246,534	18,239,680,540	107,268	6,169,698,965	43.5	33.8
令和 2 年度		件	円	件	円	%	%
	市民税 (普徴)	32,366	2,161,832,401	23,770	696,779,226	73.4	32.2
	固定資産税 都市計画税	113,238	15,606,656,171	67,024	5,470,613,644	59.2	35.1
	軽自動車税 (種別割)	102,408	729,995,900	16,769	66,315,000	16.4	9.1
	計	248,012	18,498,484,472	107,563	6,233,707,870	43.4	33.7

2. 令和2年度 金融機関別振替状況調

区分	銀行							郵便局	合計	
	銀行計	普通銀行	信用金庫	信用組合	農協	漁協	労働金庫			
令和2年度	件数	167,333	100,806	30,497	19	32,889	2,606	516	26,340	193,673
		86.4%	52.1%	15.7%	0.0%	17.0%	1.3%	0.3%	13.6%	100.0%
	税額	5,728,102	3,960,709	844,540	2,306	883,564	27,431	9,552	505,606	6,233,708
		91.9%	63.6%	13.5%	0.0%	14.2%	0.4%	0.2%	8.1%	100.0%

3. コンビニ（スマホ決済を含む）収納状況調

【税目別】

税目	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）
市民税（個人）		31,344	656,954,921	36,167	747,719,875	39,254	848,787,972
市民税（法人）		75	1,407,104	88	1,412,450	104	1,317,050
固定資産税		31,580	702,665,353	41,885	964,934,615	48,674	1,170,836,488
軽自動車税種別割		34,466	242,966,463	39,367	286,572,656	43,549	326,999,582
合計		97,465	1,603,993,841	117,507	2,000,639,596	131,581	2,347,941,092

【種類別】

種類	年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）	件数（件）	収納額（円）
コンビニ収納		97,465	1,603,993,481	116,914	1,985,215,342	126,115	2,211,230,868
スマホ決済		—	—	593	15,424,254	5,466	136,710,224
合計		97,465	1,603,993,481	117,507	2,000,639,596	131,581	2,347,941,092

※スマホ決済は平成31年4月から開始

※督促料及び延滞金を含む

4. 取扱手数料調

区分	平成30年度		令和元年度		対前年度比 (金額)	令和2年度		対前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	
銀行	175,071	1,890,759	170,580	1,857,488	98.2%	167,333	1,840,663	99.1%
郵便局	26,839	268,390	26,453	264,530	98.6%	26,340	263,400	99.6%
コンビニ・ スマホ決済	97,608	5,968,124	117,885	7,229,843	121.1%	131,779	8,183,580	113.2%
合計	299,518	8,127,273	314,918	9,351,861	115.1%	325,452	10,287,643	110.0%

※1件あたり取扱手数料

●口座振替 10円＋消費税 ●郵便局 10円 ●コンビニ・スマホ決済 56円＋消費税

VI 徴 収

1. 令和2年度 督促状況調

税目	区分	期 別	調 定		納期内納付		督促状発付	
			件数	税額	件数	税額	件数	税額
市 民 税 (個 人)	普 通 徴 収	1	件 27,905	千円 522,800	件 24,392	千円 472,286	件 3,513	千円 50,514
		2	24,650	520,066	20,668	462,028	3,982	58,038
		3	23,871	531,650	19,304	450,641	4,567	81,009
		4	25,063	587,316	20,334	492,560	4,729	94,756
		随	2,203	77,467	1,686	47,827	517	29,640
		小計	103,692	2,239,299	86,384	1,925,342	17,308	313,957
	特別徴収	10,068	9,279,529	5,866	9,214,318	4,202	65,211	
	計	113,760	11,518,828	92,250	11,139,660	21,510	379,168	
法人市民税			8,856	2,536,110	8,597	2,517,777	259	18,333
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土 地 ・ 家 屋) 固 定 資 産 税 (償 却)	1	113,174	4,030,859	103,825	3,818,663	9,349	212,196	
	2	113,226	3,854,611	106,271	3,712,578	6,955	142,033	
	3	113,229	3,858,286	106,674	3,721,977	6,555	136,309	
	4	113,238	3,862,900	106,473	3,711,430	6,765	151,470	
	随	321	8,219	163	3,597	158	4,622	
	小計	453,188	15,614,875	423,406	14,968,245	29,782	646,630	
軽自動車税			102,408	729,996	92,510	653,784	9,898	76,212
市たばこ税			259	1,695,903	258	1,695,866	1	37
特別土地保有税			0	0	0	0	0	0
入湯税			226	20,000	222	19,960	4	40
合 計			678,697	32,115,712	617,243	30,995,292	61,454	1,120,420

※ 市民税（個人）：年金特別徴収対象分を除く。

納期内納付率 (現年分)	96.5%
-----------------	--------------

2. 不納欠損処分状況表

	法第15条の7第4項 (執行停止3年間継続)		法第15条の7第5項 (執行停止即時欠損)		法第18条第1項 (5年経過)	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
	人	円	人	円	人	円
1 市 民 税	311	15,078,848	87	7,070,263	159	5,436,631
個人						
現年課税分			1	50,872		
滞納繰越分	285	13,930,538	71	3,954,066	151	4,941,356
法人						
現年課税分			1	25,000		
滞納繰越分	26	1,148,310	14	3,040,325	8	495,275
2 固 定 資 産 税	261	23,071,978	233	16,860,722	288	6,120,084
土地・家屋						
現年課税分			20	3,394,788		
滞納繰越分	261	23,071,978	212	10,707,157	286	5,878,662
償却資産						
現年課税分			(20)	1,039,612		
滞納繰越分	0	0	1+(212)	1,719,165	2	241,422
3 軽自動車税	233	2,170,044	45	281,401	236	1,093,532
現年課税分			4	24,000		
滞納繰越分	233	2,170,044	41	257,401	236	1,093,532
4 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
現年課税分			0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
5 入 湯 税	0	0	0	0	0	0
現年課税分			0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
6 都 市 計 画 税	(261)	2,684,370	(232)	1,849,814	(286)	683,968
現年課税分			(20)	452,301		
滞納繰越分	(261)	2,684,370	(212)	1,397,513	(286)	683,968
市 税 合 計	805	43,005,240	365	26,062,200	683	13,334,215
現年課税分計			26	4,986,573		
滞納繰越分計	805	43,005,240	339	21,075,627	683	13,334,215
7 不 申 告 加 算 金	0	0	0	0	0	0
現年課税分			0	0		
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0

※ 固定資産税(償却資産)及び都市計画税の()の数値は固定資産税(土地・家屋分)と重複するため合計では控除した。

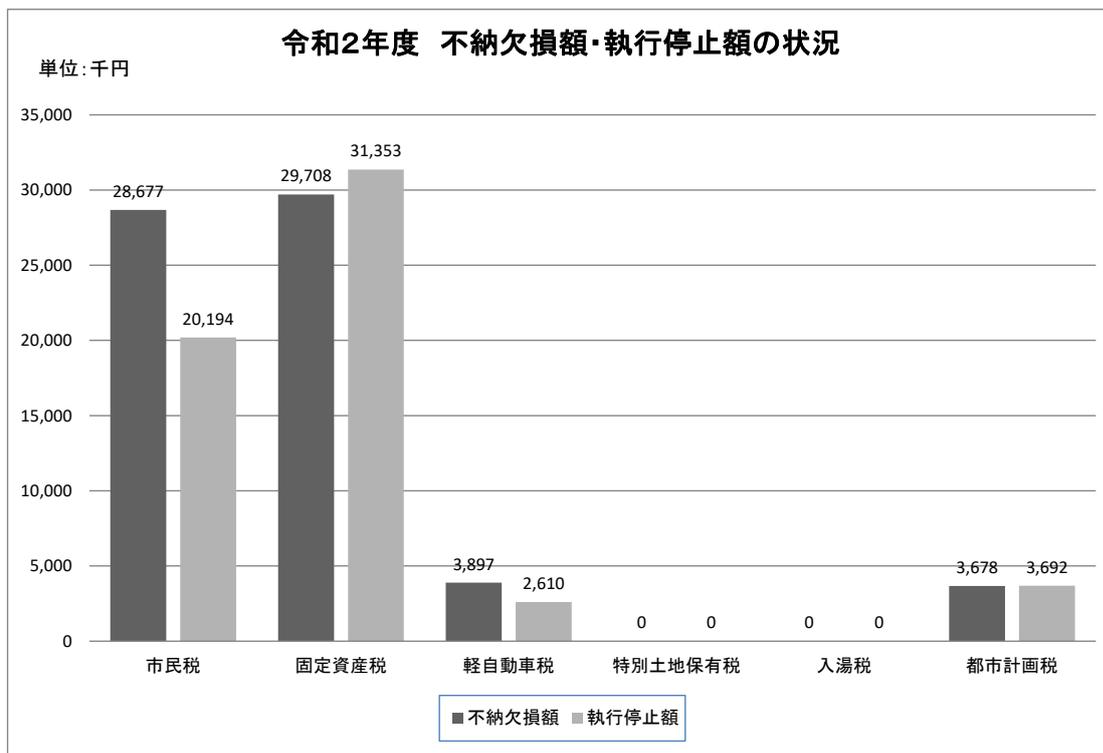
※ 人員は、原則として賦課年度及び税目ごとの納税義務者件数である。

令和2年度 合 計		令和元年度		平成30年度		平成29年度	
人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
人	円	人	円	人	円	人	円
557	27,585,742	708	28,676,813	480	26,725,166	732	27,681,838
1	50,872	3	135,900	20	808,783	27	862,923
507	22,825,960	679	27,198,119	435	23,916,959	658	23,160,689
1	25,000	1	50,000	2	41,600	1	50,000
48	4,683,910	25	1,292,794	23	1,957,824	46	3,608,226
782	46,052,784	804	29,708,512	652	34,013,892	866	29,085,862
20	3,394,788	16	1,236,811	19	1,890,273	24	4,854,162
759	39,657,797	783	27,320,328	626	31,043,605	833	23,720,767
(20)	1,039,612	(16)	378,325	0	0	0	0
3+(212)	1,960,587	5+(17)	773,048	7	1,080,014	9	510,933
514	3,544,977	580	3,897,025	370	4,190,898	552	2,887,486
4	24,000	4	46,200	5	38,000	1	3,600
510	3,520,977	576	3,850,825	365	4,152,898	551	2,883,886
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
(779)	5,218,152	(799)	3,678,006	(645)	4,435,166	(857)	3,843,665
(20)	452,301	(16)	165,822	(19)	254,527	(24)	649,445
(759)	4,765,851	(783)	3,512,184	(626)	4,180,639	(833)	3,194,220
1,853	82,401,655	2,092	65,960,356	1,502	69,365,122	2,150	63,498,851
26	4,986,573	24	2,013,058	46	3,033,183	53	6,420,130
1,827	77,415,082	2,068	63,947,298	1,456	66,331,939	2,097	57,078,721
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

3. 令和2年度 滞納処分執行停止額内訳調

適用 条項 項目	区分 現年・滞繰	法第15条の7第1項 第1号(無財産)		法第15条の7第1項 第2号(生活困窮)		法第15条の7第1項 第3号(所在不明)		合 計	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
市 民 税		985	16,912,053	255	3,218,803	7	63,560	1,247	20,194,416
個 人		961	13,796,728	255	3,218,803	7	63,560	1,223	17,079,091
	現年課税分	147	1,157,653	68	934,518	0	0	215	2,092,171
	滞納繰越分	814	12,639,075	187	2,284,285	7	63,560	1,008	14,986,920
法 人		24	3,115,325					24	3,115,325
	現年課税分	2	75,000					2	75,000
	滞納繰越分	22	3,040,325					22	3,040,325
固定資産税		1,605	29,609,500	206	1,743,577	0	0	1,811	31,353,077
	現年課税分	227	9,505,635	79	700,393	0	0	306	10,206,028
	滞納繰越分	1,378	20,103,865	127	1,043,184	0	0	1,505	21,147,049
軽自動車税		255	1,615,951	162	994,432	0	0	417	2,610,383
	現年課税分	40	287,041	56	371,400	0	0	96	658,441
	滞納繰越分	215	1,328,910	106	623,032	0	0	321	1,951,942
特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税		0	0	0	0	0	0	0	0
	現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画税		(1,605)	3,489,266	(206)	202,323	(0)	0	(1,811)	3,691,589
	現年課税分	(227)	975,918	(79)	71,907	(0)	0	(306)	1,047,825
	滞納繰越分	(1,378)	2,513,348	(127)	130,416	(0)	0	(1,505)	2,643,764
合 計		2,845	51,626,770	623	6,159,135	7	63,560	3,475	57,849,465
	現年課税分	416	12,001,247	203	2,078,218	0	0	619	14,079,465
	滞納繰越分	2,429	39,625,523	420	4,080,917	7	63,560	2,856	43,770,000

※ 件数は、期別に1件として計上し、本税額0円(延滞金のみ)も1件とする。 ※ 税額は即時欠損額を含む。
 ※ 都市計画税の件数は、固定資産税と重複する。



4. 差押・交付要求執行状況調

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
債	権	3,216	2,905	2,447
	給与等	131	66	84
	預貯金	2,676	2,523	2,050
	保険	284	163	174
	所得税還付金	82	50	54
	売掛金など	43	103	85
不	動産	21	21	8
自	動車	1	1	0
動	産	3	4	1
計		3,241	2,931	2,456
交付要求		41	36	36

※ 差押件数・・・参加差押え、二重差押えを含む。

5. 搜索執行状況調

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
搜	索回数	5回	6回	1回
差	押物件数	2件	3件	0件
	自動車	件	0件	0件
	動産	2件	3件	0件

6. 公売等（随意契約含む）執行状況調

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
不 動 産	公売等回数	1回	1回	1回
	対象物件数	1件	1件	1件
	売却決定件数	1件	0件	1件
	売却決定価額	5,618,000円	0円	5,190,000円
自 動 車	公売等回数	0回	0回	0回
	対象物件数	0件	0件	0件
	売却決定件数	0件	0件	0件
	売却決定価額	0円	0円	0円
動 産	公売等回数	1回	2回	0回
	対象物件数	1件	2件	0件
	売却決定件数	1件	2件	0件
	売却決定価額	177,000円	1,634,650円	0円
対象物件数計		2件	3件	1件
売却決定件数計		2件	2件	1件
売却決定価額計		5,795,000円	1,634,650円	5,190,000円

※ 上記各表「動産」には軽自動車を含むものとする。

7. 令和2年度 差押処理状況調

差押 区分		市 県 民 税 (普通徴収)		市 県 民 税 (特別徴収)		法 人 市 民 税		固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
不 動 産	調定額	58	4,087,490	0	0	3	259,700	603	21,263,429
	収入額	21	835,890	0	0	2	154,700	168	6,031,290
	残	39	3,251,600	0	0	1	105,000	444	15,232,139
電 話	調定額	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入額	0	0	0	0	0	0	0	0
	残	0	0	0	0	0	0	0	0
債 権	調定額	5,000	156,981,812	317	10,264,407	79	6,591,470	4,446	76,926,141
	収入額	3,345	88,389,522	217	7,925,065	33	1,377,810	3,055	51,026,444
	残	1,991	68,592,290	104	2,339,342	56	5,213,660	1,495	25,899,697
そ の 他	調定額	50	1,089,145	21	357,900	3	306,500	105	3,341,628
	収入額	32	827,675	0	0	0	0	54	1,960,644
	残	19	261,470	21	357,900	3	306,500	53	1,380,984
合 計	調定額	5,108	162,158,447	338	10,622,307	85	7,157,670	5,154	101,531,198
	収入額	3,398	90,053,087	217	7,925,065	35	1,532,510	3,277	59,018,378
	残	2,049	72,105,360	125	2,697,242	60	5,625,160	1,992	42,512,820

※ その他・・・自動車、動産

※ 件数は納税通知書番号・税目・年度別に、1件として計上する。

償却資産税		軽自動車税		特別土地 保有税		計	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	円	件	円	件	円	件	円
0	0	39	211,931	0	0	703	25,822,550
0	0	13	63,300	0	0	204	7,085,180
0	0	26	148,631	0	0	510	18,737,370
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
17	278,807	1,917	12,178,197	5	7,417,109	11,781	270,637,943
4	54,107	1,260	8,081,197	1	448,083	7,915	157,302,228
13	224,700	729	4,097,000	5	6,969,026	4,393	113,335,715
6	161,770	29	159,300	0	0	214	5,416,243
0	0	15	87,300	0	0	101	2,875,619
6	161,770	14	72,000	0	0	116	2,540,624
23	440,577	1,985	12,549,428	5	7,417,109	12,698	301,876,736
4	54,107	1,288	8,231,797	1	448,083	8,220	167,263,027
19	386,470	769	4,317,631	5	6,969,026	5,019	134,613,709

8. 下関市市税コールセンター

- (1) 目的 滞納市税の回収業務についてノウハウを有する電話オペレーターにより、早期に自主納税等の呼びかけを行い、滞納市税の早期回収と累積滞納の未然防止を図る。
- (2) 対象者 現年度のみ未納の滞納者
- (3) 対象税目 税目：市県民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
- (4) 実施場所 下関市役所本庁舎内（下関市南部町1番1号）
- (5) 時期 平成21年12月1日から開始
- (6) 人員 スーパーバイザー1名、電話オペレーター3名
- (7) 業務実施日時
 平日 日中： 9時00分から17時00分
 平日 夜間： 17時15分から20時00分
 （月8日以内）
 休日 日中： 9時00分から17時00分
 （月2日以内）

※平日夜間、休日日中は職員が1名常駐する。

(8) 実績

区分 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
総架受電件数	18,626 件	15,484 件	12,156 件	
うち約束件数	3,570	2,871	2,449	伝言依頼分含む
うち納付書発行件数	646	620	574	

Ⅶ そ の 他

1. 証明・閲覧等状況調

区分		年度		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
納税証明	有料	4,615	5,972	5,294
	免除	12,141	11,810	11,754
評価 公課 証明 資産	有料	6,083	6,428	5,825
	免除	59	78	65
その他証明	有料	42,638	37,803	30,663
	免除	786	724	694
複写	有料	9,001	10,660	10,643
所在証明	有料	204	188	168
閲覧	有料	111	182	340
計	有料	62,652	61,233	52,933
	免除	12,986	12,612	12,513
手数料		17,362,120	16,130,220	13,617,060

2. 税務職員の待遇状況

下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（抜すい）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）第18条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

2 特殊勤務手当（以下「手当」という。）は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額）

第2条 手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表のとおりとする。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける者の範囲	手当の額
税務事務 従事手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	月額6,000円以内 で規則で定める額

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（抜すい）

（趣旨）

第1条 この規則は、下関市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第60号。以下「特勤条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

（税務事務従事手当）

第2条 税務事務従事手当の規則で定める額は、次のとおりとする。

- （1） 納税課に勤務し、日常的に市税の滞納処分事務及び督促徴収事務に従事する職員
月額6,000円
- （2） 納税課、市民税課、資産税課又は総合支所の市民生活課に勤務し、日常的に市税の徴収又は賦課に関する事務に従事する職員（前号の職員を除く。）
月額3,000円

資 料



。 税 率 の 変 遷

年度		平成 29 年 度	平成 30 年 度
税目			
	個人均等割	3,500円	同 左
	個人所得割	一律 6%	同 左
市 民 税	法人均等割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人 ・ 相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">50,000円</p>	同 左
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">120,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">130,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">150,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">160,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">400,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人以下のもの <p style="text-align: right;">410,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">1,750,000円</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市内の事務所等の従業者の数の合計数が50人を超えるもの <p style="text-align: right;">3,000,000円</p>	
	法人税割	12.1%	同 左

令和元年度	令和2年度	令和3年度
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	8.4% (令和元年9月30日以前に開始した 事業年度分12.1%)	8.4%

年度 税目	平成29年度	平成30年度
固定資産税	1. 4%	同 左
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50 c c 以下 2,000円 90 c c " 2,000円 125 c c " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) <ul style="list-style-type: none"> (通称ミカ)20 c c 超 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 5,400円 貨物営業用 1,900円 " 自家用 2,500円 <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成29年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 8,100円 貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50 c c 以下 2,000円 90 c c " 2,000円 125 c c " 2,400円 3輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く) <ul style="list-style-type: none"> (通称ミカ)20 c c 超 3,700円 ・軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 2輪のもの(側車つきのものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> 乗用のもの営業用 6,900円 自家用 10,800円 貨物のもの営業用 3,800円 自家用 5,000円 ・小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 2,400円 その他(リフト等) 5,900円 ・2輪の小型自動車 6,000円 <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)に該当するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成30年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円 <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成30年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 2,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 5,400円 貨物営業用 1,900円 " 自家用 2,500円 <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は平成32年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、平成30年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3輪のもの 3,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円 <ul style="list-style-type: none"> " 自家用 8,100円 貨物営業用 2,900円 " 自家用 3,800円

令和元年度	令和2年度	令和3年度
同 左	同 左	同 左
<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミカ）20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミカ）20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和2年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>	<p>・原動機付自転車</p> <p>50cc以下 2,000円</p> <p>90cc " 2,000円</p> <p>125cc " 2,400円</p> <p>3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く）</p> <p>（通称ミカ）20cc超 3,700円</p> <p>・軽自動車</p> <p>2輪のもの（側車つきのものを含む） 3,600円</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの営業用 6,900円</p> <p>自家用 10,800円</p> <p>貨物のもの営業用 3,800円</p> <p>自家用 5,000円</p> <p>・小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他（リフト等） 5,900円</p> <p>・2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3輪のもの 4,600円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円</p> <p>" 自家用 12,900円</p> <p>貨物営業用 4,500円</p> <p>" 自家用 6,000円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 1,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円</p> <p>" 自家用 2,700円</p> <p>貨物営業用 1,000円</p> <p>" 自家用 1,300円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 2,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 3,500円</p> <p>" 自家用 5,400円</p> <p>貨物営業用 1,900円</p> <p>" 自家用 2,500円</p> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成30年排出ガス基準50%低減達成車もしくは平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <p>3輪のもの 3,000円</p> <p>4輪以上のもの 乗用営業用 5,200円</p> <p>" 自家用 8,100円</p> <p>貨物営業用 2,900円</p> <p>" 自家用 3,800円</p>

年度 税目	平成 29 年 度	平成 30 年 度
軽自動車税 (環境性能割)		
市たばこ税	従量割1,000本につき 5,262円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき3,355円) *旧3級品は平成29年4月1日から実施	従量割1,000本につき 5,262円 *平成30年10月1日以降 従量制1,000本につき 5,692円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき4,000円) *旧3級品は平成30年4月1日から実施
特別土地保有税	課税停止 (保有 1.4%) (取得 3%)	同 左
入湯税	宿泊する者 一人1泊につき 150円 宿泊しない者 一人1日につき 50円 課税免除の要件 ①年齢12歳未満の者 ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ③修学旅行等学校教育上の行事に参加する者 ④市内に居住する年齢65歳以上の者	同 左
都市計画税	0.2%	同 左

令和元年度	令和2年度		令和3年度																																																																									
	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準達成車</td> <td>非課税</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>1.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> (貨物) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車</p>		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車	★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%	上記以外	1.0%	2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%	軽自動車の購入価格に下記の表に示す税率を乗じた額 (乗用) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>非課税 (1.0%(ウ))</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td>1.0% (2.0%(ウ))</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> (貨物) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ)令和4年1月1日以降の税率</p>		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0%(ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0%(ウ))	1.0%	上記以外		2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外		2.0%
区分	税率																																																																											
	自家用	営業用																																																																										
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																										
★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準+10%達成車																																																																												
★★★★(イ)かつ R2年度燃費基準達成車	非課税	1.0%																																																																										
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	1.0%	2.0%																																																																										
上記以外	1.0%	2.0%																																																																										
区分	税率																																																																											
	自家用	営業用																																																																										
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																										
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+20%達成車																																																																												
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+15%達成車	1.0%	0.5%																																																																										
★★★★(イ)かつ H27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%																																																																										
上記以外		2.0%																																																																										
区分	税率																																																																											
	自家用	営業用																																																																										
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																												
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0%(ウ))	0.5%																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0%(ウ))	1.0%																																																																										
上記以外		2.0%																																																																										
区分	税率																																																																											
	自家用	営業用																																																																										
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																																																												
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																																																										
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																																																										
上記以外		2.0%																																																																										
従量割1,000本につき 5,692円 (紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき5,692円) *旧3級品は令和元年10月1日から実施	従量割1,000本につき 5,692円 *令和2年10月1日以降 従量制1,000本につき 6,122円	従量割1,000本につき 6,122円 *令和3年10月1日以降 従量制1,000本につき 6,552円																																																																										
同 左	同 左	同 左																																																																										
同 左	同 左	同 左																																																																										
同 左	同 左	同 左																																																																										

。市税一覧表

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率	
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人	(個人)	(法人)
	2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 5. 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人及び法人で、市内に事務所又は事業所を有するもの	所得割 6% 均等割 3,500円	法人税割 8.4% (令和元年9月30日までに開始した事業年度分については12.1%) 均等割 ・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人以下 50,000円 ・資本金等 1千万円以下 従業者数 50人超 120,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人以下 130,000円 ・資本金等 1千万円超～1億円以下 従業者数 50人超 150,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人以下 160,000円 ・資本金等 1億円超～10億円以下 従業者数 50人超 400,000円 ・資本金等 10億円超 従業者数 50人以下 410,000円 ・資本金等 10億円超～50億円以下 従業者数 50人超 1,750,000円 ・資本金等 50億円超 従業者数 50人超 3,000,000円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書、 公的年金等支払報告書 1月31日	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収 特別徴収(給与) 特別徴収(年金)	(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収(給与) 毎月(6月～翌年5月) 12回徴収 徴収の翌月10日 特別徴収(年金) 年金支給月(4・6・8・ 10・12・2月) 6回徴収 徴収の翌月10日
(法人) 法人税申告期限 (延長法人は法人税法定 申告期限と異なる。)		(法人) 申告納付	(法人) 法人税法定申告期限と 同じ

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率												
固定資産税	土 地 家 屋 償却資産 } の所有者	<p>課税標準額</p> <p>1. 土 地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に次の負担水準(※)の調整措置を講じて得た額 (※)</p> <p style="text-align: center;">前年度課税標準額</p> $\text{負担水準} = \frac{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は} \times 1/6、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は} \times 1/3)}{\text{前年度課税標準額}}$ <p>住宅用地：今年度の価格に1/6又は1/3を掛けた額 (本来の課税標準額Ⓐ) と比べて (ア) 前年度課税標準額がⒶの100%以上の場合 本来の課税標準額Ⓐ (イ) 前年度課税標準額がⒶの100%未満の場合 前年度課税標準額 + Ⓐ × 5% (ただし、上記 (イ) により計算した額が、Ⓐの100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額)</p> <p>非住宅用地：今年度の価格Ⓑと比べて (ア) 前年度課税標準額がⒷの60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額がⒷの60%未満の場合 前年度課税標準額 + Ⓑ × 5% (ただし、上記 (イ) により計算した額が、Ⓑの60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格 × 0.7</p> <p>(一般農地及び市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額 または今年度の価格 (市街化区域農地は今年度の価格に1/3を掛けた額) のいずれか低い額</p> <table border="1" data-bbox="774 1400 1385 1594"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 水 準</th> <th>負 担 調 整 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">農 地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(山林・その他の土地) 今年度の価格 = 今年度の課税標準額Ⓒ または 前年度課税標準額 + Ⓒ × 5% のいずれか低い額</p> <p>2. 家 屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</p> <p>3. 償却資産 賦課期日における価格</p> <p>税 率 1. 4%</p>	区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率	農 地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区 分	負 担 水 準	負 担 調 整 率												
農 地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	原動機付自転車 総排気量 (又は定格出力) 0.05リットル (0.6キロワット) 以下のもの 2,000円 0.05リットル (0.6キロワット) を超え、0.09リットル (0.8キロワット) 以下のもの 2,000円 0.09リットル (0.8キロワット) を超えるもの 2,400円 3輪以上のもの (総務省令で定めるものを除く) (通称ミカ)0.02リットル (0.25キロワット) を超えるもの 3,700円
	の所有者	軽自動車 2輪のもの (側車付のものを含む) 3,600円 3輪のもの 3,900円 4輪以上のもの 乗用営業用 6,900円 " 自家用 10,800円 貨物営業用 3,800円 " 自家用 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他のもの 5,900円 2輪の小型自動車 6,000円
		※平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 ※平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。 ※3輪以上の軽自動車において初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税については、税額を以下のとおりとする。ただし、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 3輪のもの 4,600円 4輪以上のもの 乗用営業用 8,200円 " 自家用 12,900円 貨物営業用 4,500円 " 自家用 6,000円 ※3輪以上の軽自動車のうち電気自動車もしくは天然ガス自動車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減) に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。 3輪のもの 1,000円 4輪以上のもの 乗用営業用 1,800円 " 自家用 2,700円 貨物営業用 1,000円 " 自家用 1,300円

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
<p>取得申告 納税義務が発生した日から15日以内</p> <p>廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内</p> <p>変更申告 変更事由の生じた日から15日以内</p>	4月1日	普通徴収	5月1日～同月31日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率																																		
軽自動車税 (種別割)		<p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+30%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+35%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>※3輪以上の軽自動車のうち平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ乗用車の場合は2020年度燃費基準+10%達成車、貨物車の場合は平成27年度燃費基準+15%達成車に該当するもので、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両について、令和3年度分の軽自動車税に限り税額を以下のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>3輪のもの</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4輪以上のもの</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 自家用</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	3輪のもの		2,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円		〃 自家用	5,400円		貨物営業用	1,900円		〃 自家用	2,500円	3輪のもの		3,000円	4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円		〃 自家用	8,100円		貨物営業用	2,900円		〃 自家用	3,800円				
3輪のもの		2,000円																																		
4輪以上のもの	乗用営業用	3,500円																																		
	〃 自家用	5,400円																																		
	貨物営業用	1,900円																																		
	〃 自家用	2,500円																																		
3輪のもの		3,000円																																		
4輪以上のもの	乗用営業用	5,200円																																		
	〃 自家用	8,100円																																		
	貨物営業用	2,900円																																		
	〃 自家用	3,800円																																		
軽自動車税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車の取得者	<p>軽自動車税(環境性能割)の税率</p> <p>(乗用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>非課税 (1.0%(ウ))</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td rowspan="2">1.0% (2.0%(ウ))</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貨物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等(ア)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア)電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成車) (イ)「電気軽自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車 (ウ)令和4年1月1日以降の税率</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0%(ウ))	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0%(ウ))	1.0%	上記以外	2.0%	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%	★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%
区分	税率																																			
	自家用	営業用																																		
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																		
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	非課税 (1.0%(ウ))	0.5%																																		
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	1.0% (2.0%(ウ))	1.0%																																		
上記以外		2.0%																																		
区分	税率																																			
	自家用	営業用																																		
電気軽自動車等(ア)	非課税	非課税																																		
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準75%達成車																																				
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準60%達成車	1.0%	0.5%																																		
★★★★(イ)かつ R12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																		
上記以外		2.0%																																		
市たばこ税	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	<p>・従量割</p> <p>旧3級品以外</p> <p>平成30年10月1日以降 1,000本につき5,692円 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p> <p>旧3級品</p> <p>平成30年4月1日以降 1,000本につき4,000円 令和元年10月1日以降 1,000本につき5,692円 令和2年10月1日以降 1,000本につき6,122円 令和3年10月1日以降 1,000本につき6,552円</p>																																		

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
車両番号の指定の時		申告納付	車両番号の指定の時
翌月末日		申告納付	翌月末日

区分 税目	納税義務者	課税標準及び税率												
特別土地 保有税	平成14年度以前の納税義務者で、税額の徴収を猶予している者	※平成15年度以降、新規課税停止												
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	宿泊する者 1人1泊 150円 宿泊しない者 1人1日 50円												
都市計画税	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者	課税標準額 1. 土地 (住宅用地、非住宅用地) 前年度の課税標準額に負担水準(※)の調整措置を講じて得た額 (※) $\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格 (小規模住宅用地は}\times 1/3、\text{一般住宅用地、市街化区域農地は}\times 2/3)}$ 住宅用地：今年度の価格に1/3又は2/3を掛けた額（本来の課税標準額 $\text{\textcircled{A}}$ ）と比べて (ア) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{A}}$ の100%以上の場合 本来の課税標準額 $\text{\textcircled{A}}$ (イ) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{A}}$ の100%未満の場合 前年度課税標準額 + $\text{\textcircled{A}} \times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 $\text{\textcircled{A}}$ の100%を上回る場合は100%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) 非住宅用地：今年度の価格 $\text{\textcircled{B}}$ と比べて (ア) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{B}}$ の60%以上70%以下の場合 前年度課税標準額を据え置き (イ) 前年度課税標準額が $\text{\textcircled{B}}$ の60%未満の場合 前年度課税標準額 + $\text{\textcircled{B}} \times 5\%$ (ただし、上記(イ)により計算した額が、 $\text{\textcircled{B}}$ の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額) ※負担水準が0.7を超える非住宅用地の課税標準額は今年度の価格 $\times 0.7$ (市街化区域農地) 前年度の課税標準額に次の負担調整率を乗じて得た額または今年度の価格に1/3を掛けた額のいずれか低い額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農地</td> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> (山林・その他の土地) 今年度の価格 = 今年度の課税標準額 $\text{\textcircled{C}}$ または 前年度課税標準額 + $\text{\textcircled{C}} \times 5\%$ のいずれか低い額 ※令和3年度は、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く。 2. 家屋 基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 税率 0.2%	区分	負担水準	負担調整率	農地	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.10
区分	負担水準	負担調整率												
農地	0.9以上	1.025												
	0.8以上0.9未満	1.05												
	0.7以上0.8未満	1.075												
	0.7未満	1.10												

申告期限	賦課期日	徴収方法	納期
翌月15日		特別徴収	翌月15日
	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ	固定資産税と同じ

○延滞金・還付加算金の割合（利率）等の変遷について

延滞金の割合について

適用期間	延滞金の割合（ ）内は納期限の翌日から1か月間の割合
平成11年12月31日以前	年14.6%（7.3%）
平成12年1月1日～平成25年12月31日	年14.6%（特例基準割合 ^① ）
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^② に年7.3%割合を加算した割合 （特例基準割合 ^② に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合に年7.3%割合を加算した割合 （延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。）

還付加算金の割合について

適用期間	還付加算金の割合
平成11年12月31日以前	年7.3%
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 ^① 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^② 。ただし、その割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合とする。
令和3年1月1日以後	還付加算金特例基準割合

特例基準割合等について

適用期間	名称	定義
平成12年1月1日～平成25年12月31日	特例基準割合 ^①	各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合
平成26年1月1日～令和2年12月31日	特例基準割合 ^②	各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
令和3年1月1日以後	延滞金特例基準割合	平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合
	還付加算金特例基準割合	平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合

延滞金・還付加算金の推移について

適用期間	延滞金		還付加算金
	納期限の翌日から 1月を経過する日まで	納期限の翌日から 1月を経過した日以後	
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%	7.3%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%	4.1%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%	4.4%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%	4.7%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%	4.5%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%	4.3%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%	1.9%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年1月1日～令和元年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和2年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%	1.6%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%	1.0%



©下関市

市 税 概 要

令和3年9月 発行

編 集 者 下 関 市 財 政 部 納 税 課